

官報 号外 平成三年四月二十三日

○第一百二十一回 衆議院会議録 第二十五号

平成三年四月二十三日(火曜日)

議事日程 第十六号
平成三年四月二十三日

午後一時開議

第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出)

第三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

第四 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

第五 特定商業集積の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

第六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

臨時行政改革推進審議会委員任命につき同意を

求めるの件

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

臨時行政改革推進審議会委員任命につき同意を

求めるの件

日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時一分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

臨時行政改革推進審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたします。内閣から、臨時行政改革推進審議会委員に西原春夫君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

○議長(櫻内義雄君) お諮りいたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五 特定商業集積の整備の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第七 中小商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 借地借家法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○森田一君 〔森田一君登壇〕

○森田一君 ただいま議題となりました両案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近におけるけん銃使用犯罪の実情に

かんがみ、これを防止するため、第一に、けん銃の銃身等のけん銃部品の所持及び輸入を、一定の場合を除き禁止するほか、けん銃等の密輸入の予備行為をした者及びけん銃等の密輸入に対する資金等を提供した者並びにけん銃等の密輸入の未遂罪及び予備罪の国外犯を処罰することとしております。

第二に、芸能の公演、博物館での展示等に供するための銃砲または刀剣類については、けん銃等の密輸入に対する資金等を提供した者並びにけん銃等の密輸入の未遂罪及び予備罪の国外犯を処罰することとしております。

第三に、銃砲の操作及び射撃に関する技能の向上等に資するため、都道府県公安委員会は、銃砲に係る指定射撃場のうちから練習射撃場を指定することができます。

第四に、美術品としての価値のある刀剣類の製作の承認に関する事務について、一定の場合を除き、都道府県の教育委員会に行わせることとしております。

本案は、四月九日参議院より送付され、同日本委員会に付託され、四月十八日吹田国務大臣から提案理由の説明を聴取り、翌十九日審査に入り、法改正の趣旨、密輸入予備罪、同資金等提供罪の新設が他法よりおくれた理由、暴力団の対立抗争に係るけん銃発生状況等について質疑応答が行われました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案について申し上げます。

本案は、暴力団員の不當な行為によって市民生活の安全と平穏が脅かされている実情にかんがみ、国民の自由と権利の侵害を防止するため、

第一に、都道府県公安委員会は、一定の要件に該当する暴力団を指定暴力団または指定暴力団の連合体として指定することとしております。

第一に、指定暴力団等の暴力団員が、指定暴力団等の威力を示して金品等を要求する等の暴力的要挙行為を行うこと及び指定暴力団員に対し暴力的要挙行為を依頼する等の行為を禁止するほか、暴力的要挙行為の相手方から被害の回復に当たって援助を受けたい旨の申し出があったときは、都道府県公安委員会は一定の援助を行なうことをとしております。

第三に、対立抗争発生時において、対立抗争に係る指定暴力団等の事務所が多数の指定暴力団員の集合の用等に供されているときは、都道府県公安委員会は、期間を定めて、当該事務所をこれら

の用に供すること等を禁止するほか、指定暴力団員が少年に対して指定暴力団等への加入を強要すること等を禁止するとともに、事務所等において付近住民等に不安を覚えさせること等を禁止することとしております。

第四に、暴力団員による不当な行為に関する相談、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動等の事業を行う暴力追放運動推進センターを設けることとしております。

その他、仮の命令、不服申し立て、審査専門委員、罰則等について所要の規定の整備を行うこととしております。

本案は、四月十八日本委員会に付託され、同日吹田国務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十九日審査に入り、警察庁試案に含まれていた不正収益の剥奪及び暴力団員の一一定営業からの排除規定の削除の理由、本案成立による暴力団抑制の効果、政治団体、市民団体等を規制対象とする懸念、暴力団の準構成員を規制対象とする必要、暴力団に利益供与した企業名公表の必要等について

質疑応答が行われました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第七、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律の特例に関する法律案、日程第五、特定商業集積の整備の促進に関する法律案、日程第六、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律案外一案 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案外一案 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案外四案

における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の活用による特定施設の整備の促進に関する法律の特例に関する法律案、日程第五、特定商業集積の整備の促進に関する法律案、日程第六、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律案外一案 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案外一案 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案外四案

及び結果を御報告申し上げます。

まず、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案に付いて申し上げます。

本案は、消費者利益の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗についての種別界面積を引き上げるとともに、調整に当たって大規模小売店舗審議会が意見を定める場合に、消費者等から広く意見を聞くとともに、調整を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長奥田幹生君。

委員長の報告を求めます。商工委員長奥田幹生君。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

及び結果を御報告申し上げます。

まず、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案に付いて申し上げます。

本案は、消費者利益の保護に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗についての種別界面積を引き上げるとともに、調整に当たって大規模小売店舗審議会が意見を定める場合に、消費者等から広く意見を聞くとともに、調整を一括して議題といたします。

次に、輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案及び同報告書

本案は、輸入を促進するとともに、消費者の利益の増進を図るため、千平方メートルまでの輸入品専門売り場の設置について、当分の間、大規模小売店舗法の特例措置を設けようとするものであります。

本案は、輸入を促進するとともに、消費者の利益の増進を図るため、千平方メートルまでの輸入品専門売り場の設置について、当分の間、大規模小売店舗法の特例措置を設けようとするものであります。

次に、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、中小小売業の振興及び良好な都市環境の形成に資するような望ましい商業施設及び商業基盤施設の一体的な整備を行おうとするものであります。

通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣が策定する基本指針並びに基本指針に沿って市町村長が作成する基本構想の作成手続を定めるとともに、商業集積と一体となつた公共施設の整備及び産業基盤整備基金による債務保証等の支援措置を規定するものであります。

官 報 (号) 外

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における小売業等をめぐる環境の変化に対応して、本法の対象施設に商業基盤施設及び食品商業基盤施設の二施設を追加しようとするものであります。

次に、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小小売商業の一層の振興を図るために、店舗の集團化の事業を加える等高度化事業の範囲を拡大するとともに、高度化事業実施の円滑化のための助成措置を拡充しようとするものであります。

以上の五法律案は、去る四月九日の本会議において大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案に対する趣旨説明並びに質疑が行われました後、当委員会に付託をされ、十二日中尾通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、一括して審査を行い、十七日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。

かくて、昨二十二日五法律案に対する質疑を終了しました。大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び輸入品専門店の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案について討論を行い、採決の結果、両案はそれぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、特定商業集積の整備に関する特別措置法案及び民間事業者の能力の活用による特定

施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、両案はそれぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次に、中小小売商業振興法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の両案に対し、それぞれ附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(櫻内義雄君) 五案中、日程第三及び第四につき討論の通告があります。これを許します。

鈴木久君。

〔鈴木久君登壇〕

○鈴木久君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま謹題となりました大規模小売店舗法の一部改正に関する法律案並びに輸入品専門売り場の特例に関する法律案に対して、反対の討論を行うものであります。(拍手)

今回の政府改正案は、日米構造協議に基づいて提出されました。私どもも、今日の国際社会の中で諸外国と協力をしながら共存共栄を図っていくことは大変大切であると思つております。ところが、今回の政府案は、国際的な政策協調ということが、今後の政府案は、国際的な政策協調といふことはおよそ説明のつかない代物であり、反対をいたすものであります。

このようだ、外國の意向で国内政策を左右する

ことが、果たして国益にかなうものであります。しかし我が党の代表質問でも主張してまいりましたが、「世界に貢献する日本」を唱えるならば、我が国が世界に誇れる経済支援や最新技術の提供などによって国際貢献を果たすべきなのであります。また、諸外国に対しては、我國の主権さえ危ぶまれるのであります。また、諸外国に対する提携などによって国際貢献を果たすべきなのであります。

既に、消費者利益の美名のもとに、大型店が全國の地方都市に向かって殺到し、巨大資本による閉鎖や廃業に追い込まれています。まさに弱肉強食そのものなのであります。このことは、規制緩和以来のこの一年間の出店ラッシュを見れば歴然といたしております。

本法案のもとでは、個々の地域で独自の文化と十分な検討を行つたつもりであります。さて、政府は昨年五月、法改正によらず規制緩和措置によって、大型店の出店調整期間を一年半にする通達を出しました。幾ら緊急措置とはいっても、このこと自体、議会制民主主義の否定であり、国会軽視との印象を免れ得ないのであります。

そして、今回の改正案ではこれを一年に短縮し、さらに成立後二年内に抜本的に見直すとなつております。したがつて、今回の法改正そのものが二年後の廃止へ向けたワンステップにすぎず、反対する大きな理由なのであります。

振り返つてみると、前回の法改正までは、大型店出店は規制の強化であります。今回は一転して大幅な規制緩和、さらに二年後にもし大店法の廃止といふことにでもなれば、余りにも無節操ぎます。しかるに、政府案は、これに逆行して、自治体による町づくりへと大きく向かっているのであります。また、世界の趨勢も、自治体のゾーニング規制による町づくりへと大きく向かっているのであります。しかし、政府案は、これに逆行して、自治体による独自規制をも抑制するというのであります。政府の言う町づくりの視点から見ても、私ども日本社会党・護憲共同が提案しております改正案の方がはるかに理にかなつてゐるのあります。

これは国民、とりわけ小売業者は安心して事業を営むことができず、著しい不安全感を抱かざる

を得ないのであります。委員会審議でも触れましたが、このやり方は、スピード違反の車が急カーブで急ハンドルを切るようなものであり、大きな混乱を生ずることは火を見るよりも明らかなのであります。

既に、消費者利益の美名のもとに、大型店が全国の地方都市に向かって殺到し、巨大資本による閉鎖や廃業に追い込まれています。まさに弱肉強食そのものなのであります。このことは、規制緩和以来のこの一年間の出店ラッシュを見れば歴然といたしております。

本法案のもとでは、個々の地域で独自の文化と歴史を持ちながら商いを営んでこられた地場の中小商店主の皆さん方の生殺与奪の権を通産省が握ることは明白なのであります。これでは、大店法の目的である消費者の利益を守りつつ大型店と中大小売業者の共存共栄は、到底圖れないのあります。

私は、大型店出店の調整については、国が一律に行うというよりも、地域の実情を熟知している自治体が行うのが本来の姿であると思うのであります。また、世界の趨勢も、自治体のゾーニング規制による町づくりへと大きく向かっているのであります。しかし、政府案は、これに逆行して、自治体による町づくりへと大きく向かっているのであります。政府の言う町づくりの視点から見ても、私ども日本社会党・護憲共同が提案しております改正案の方がはるかに理にかなつてゐるのあります。

次に、出店調整の手続についてであります。

官報(号外)

現在、法律上の調整機関は大規模小売店舗審議会、いわゆる大店審であります。実際は、法律によらない商調協などによって行われ、大店審はその追認機関にすぎないのであります。法改正そのものではありませんが、利害対立の調整につきまとう裏取引などとく評判の悪かった商調協を廃止し、大店審で調整することにした点は、異議を挟むものではありません。しかし政府案では、都道府県の大店審の設置義務はとつておらないのであります。またそろ法律によらない調整機関が出現する余地を残しているということで強く指摘しておかなければなりません。出店調整においては公開と公平の原則が最も強く要求されます。審議会委員の身分を準公務員にするなどがす。今回政府が、みずから提出した大店法改正案にようつて打撃を受ける中小小売業者に対する救済と振興をもねらった特定商業集積法及び関連二法案を提案されたことは評価をいたしました。ところが、規制緩和によって猛烈な勢いで大型店の出店が開始され、今回の法改正でこれに拍車をかけることになるのであります。こんな中、特定商業集積法による町づくりは、中小小売業者の育成振興に役立ち、大型店との共存共栄が図られるのであります。なぜなら、特定商業集積法による地場の中小小売業者のための商業施設の竣工は、国による基本指針の策定、それに続く市町村の基本構想の作成、都道府県知事によるその承認、そして政府の財政措置という一連の手続を要し、お役所仕事だけに権利者の利害調整をも含めると相当の年月を要するであります。それでもこの特定商業集

積法によって中小小売業者が生き残りをかけて町づくりに踏み切ったところに大型店の出店であつたものなら、それこそ事業そのものがとんざしかねないのであります。このことは、せっかくの特定商業集積法による町づくりが大店法改正案の出店調整と何ら法的にリンクしていないゆえの悲劇なのであります。今回の政府提出五法案の構造的な問題と言つてもいいであります。

最後に、輸入品売り場特例法についても「一言だけ反対の理由を申し述べます。

本法案におきましては、何よりも輸入品といふものの規定があいまいなのであります。つまり、

日本企業や大型店経営者などが開発した自社製品

を外国で生産し輸入することはもとより、逆輸入

した商品をもこの売り場で販売することを排除いたしておりません。このことは、輸入品売り場特

例法のねぐいようのない欠点なのであります。も

ちろん本法案の問題点はこれに尽きるものではあ

りませんけれども、ただいま申し述べましたこと

だけからしても、本法案は撤回されてしかるべきであります。

最後に、改めて政府提案の一法案の撤回を強く

要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第三は、定期借地権の制度を設けることあります。

これは、永続的な土地の使用を予定していない借地の需要に対応するためのもので、存続期間を五十年以上とする長期のもの、存続期間を十年以上二十年以下とする事業用のもの及び三十年以上経過した後に建物を土地所有者に譲渡する旨の建物譲渡特約によるものという三つの類型の更新のない定期借地権を認めるなどいたしております。

第四に、借家関係について、転勤等のやむを得ない事情で生活の本拠を移転せざるを得ないような場合には、その持ち家を一定の期間に限って貸すことを中心とするため、更新のない期限つき借家の制度を設けることとしております。

なお、この法律案の経過規定におきましては、法律の施行前から存在する借地・借家関係については、契約の更新に関連する規定を一切適用せず、その更新は従前の例によってされることとしまして、既存の借地・借家関係の借り主に無用の不安が生ずることのないよう配慮いたしております。(拍手)

借地・借家法案(内閣提出)の趣旨説明に対する

質疑

○謹長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。小森龍邦君。

【小森龍邦君登壇】

○小森龍邦君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました借地

借家法案及び民事調停法の一部を改正する法律案についての質問を行います。

まず、この法案が今日提出されることとなつた大きな条件の一つに、日米構造協議の最終報告が存在すると思います。日米構造協議が始まり、その根っこが存在すると思われます。日米構造協議は、貿易不均衡から論議が始まり、その根っこが両国の社会経済の構造に起因しているとして、この協議に発展したもので、米国側は、日本の社会経済構造が近代市民社会としての内容を備えていないというところを指摘しているように思いました。

借地・借家法の見直しは、借りる側の権利よりも、強い立場の貸す側の力を利する方向に動いていると思われます。海部総理は、この基本的出発点のところをどのように認識されているのか、まずお尋ねしたいと考えます。

本国会の冒頭、我が党土井委員長、さらに森井議員の方からお尋ねをした人権問題に対し、総理は抽象的に憲法上の重要問題と答えられましたが、借地・借家法によってこれまでにその居住権なる生活と人権が守られてきたのであります。いみじくも人権問題の中心的課題である部落差別に関して、同対答書中は弱者の上に安逸な繁栄を築いてきた経済の二重構造なるものを指摘いたしております。総理並びに通産大臣の今日社会における経済の二重構造の社会法的正と人権にかかる基本的認識を承っておきたいと存する次第であります。

次に、土地住宅問題解決の必要性と人々の居住権の安定を図るために、この法案との相互関連性についての認識を伺いたいと存する次第であります。

についての認識を伺いたいと思います。

今日の大都市を中心とする土地住宅問題の深刻さは、改めて指摘するまでもございません。どん

うとすれば、勤務先から遠く離れた場所に家を求めるを得ない。中には、通勤の不可能な遠隔の地に家を求めて、一家の働き手は、別に通勤可能などころにアパートを借りて、月曜日から週末まで家族と離れて暮らすといった非人間的なケースさえ出てきています。また、アパートを含む貸す家の賃料も相当なものであります。また、アパートを含む貸す家の賃料も相当なものであります。また、アパートを含む貸す家の賃料も相当なものであります。

土地の有効利用というそれ自体は、妥当な時代

のニーズのごとに見えます。しかし、借地・借

家志向に根強いものがあるのは、この究極の安定性を求めている姿でございます。

土地の有効利用というそれ自体は、妥当な時代

のニーズのごとに見えます。しかし、借地・借
家志向に根強いものがあるのは、この究極の安定性を求めている姿でございます。

なっていたあります。土地建物の利用状況が考慮に入れられた判決もあるでしょうが、それはあくまでも貸し主と借り主のどちらの事情が逼迫しているのか、困窮度が大きいのかについて検討する際の一要素として考慮されているにすぎないではないでしょうか。

例えば、一九八六年十一月二十六日の東京地方裁判所の判決では、土地の有効利用、地域開発の見地からは高層ビル建築の方が望ましい地域にある老朽木造住宅に関する事件につき、地主が単に経済的資本的利用を目的として明け渡しを求めているのに対し、借地人は五十年以上居住し、移転先もない八十歳近い高齢者であることを理由といたしまして、立ち退き料を提供しても、なおも正当事由を認めるわけにはいかないと判断をされておるのでございます。土地の有効利用という点で貸す側に分がある場合でも、借りる側の困窮度が大きいときには借りる側に單配を上げていると言わなければなりません。

まさに、土地や建物の使用を貸す側、借りる側が必要とする状況の検討及びそこから必然的に派生するところの貸す側、借りる側の事情の逼迫の度合い、困窮度の比較検討を行い、それに従前の経過を加味する中で判断が行われているのであり、双方の事情を比較してより困っている側に有利な判決を出すというのが、これまでの判決の流れでございます。したがって、土地建物の利用状況といったことを法律の中に大きく書き出すことは、從来の判決の主な判断材料を書き出すということにはならず、むしろ、新法施行後の裁判において、たとえ借りる側の困窮度が相当に高い場合においても、土地の有効利用を目的とする貸す側

の立ち退き請求を認める判決が出てくる可能性が大きくなると危惧するのであります。朝日新聞の論調もまた裁判所の慎重を求めるとしておりますが、ひとり私の立場に過ぎるものと言うことはできません。この点はいかがでございましょうか。

また、この正当事由のところでは、立ち退き料についても大きなウエートがかけられております。従来の判決を見たとき、立ち退き料が正当事由を補完するものとして認められているのは事実でございますが、このように法律に大きく書き込んだことになれば、これまた、正当事由本体はどうぞ立場を上積みしさえすれば立場退き請求は正当であるとの判決を導きかねないのであります。また、いわゆる地上げ行為にも影響する問題でございます。この点についてはいかがお考えでございましょうか。

さらに、ポイントの第二番目は、借地契約更新後の存続期間でございます。

現在、借地人は更新のたびごとに高額の更新料を支払わされており、このことを考慮に入れますと、更新後の存続期間が、現行法で二十年もしくは三十年であるのに對し、新法では十年とするということは、さきに指摘した正当事由の拡大の意図と連動するものであり、借りる側からすれば不安定な状況にさらされ、更新のたびごとにそれなりに過重にするおそれはないでしょうか。お聞かせをいただきたいところでございます。

第三のポイントは、転勤等で本来の家が空き家になる場合を利用した確定期限つきの借家の特例であります。

これはその本来の趣旨においては理解できます

用の問題でございます。

このような一本立てが果たして本当に社会の現実的動きにおいて貢献するでありますか。また、この規定が附則であることにかんがみ、従来

に家を借りようとする場合の相当の部分において期限つきの契約を迫られるおそれなしとしないものであります。この点について歴史をどのように見ていくのが、お聞かせを願いたいと思いま

す。また、定期借地権についても、法的な意味であります。この点について歴史をどのように見ていくのが、お聞かせを願いたいと思いま

す。

以上の指摘をいたしました諸点は、今回の法案を既存契約における借地人の権利を後退させるものではありませんが、その心理的影響は小さくないと考えられます。この点への対応はいかがでしょ

うか。

第四のポイントは、地代家賃紛争における調停前置主義の導入と、調停に服する旨の文書による事前合意制度の導入でございます。

裁判にいくまでに必ず調停に付さなければならぬという調停前置主義の導入においては、裁判

に重大な影響を与えるものであります。本法案は、にわかに賛成しがたい内容を持つてゐるとのめぐつて弱者のことに一層の社会政策的考慮を払はなければ、現今大きな問題となつてゐるバブル

経済の混乱の終息を見ることはできず、国民生活

に重大な影響を与えるものであります。本法案

は、にわかに賛成しがたい内容を持つてゐるとのめぐつて弱者のことに一層の社会政策的考慮を払はなければ、現今大きな問題となつてゐるバブル

経済の混乱の終息を見ることはできず、国民生活

に重大な影響を与えるものであります。本法案

ものでもありませんし、借り主の権利を一方的に弱めるものでもないと考え、これによって国民生活の基盤整備に寄与するものと私は期待をいたしております。

また、同対審の答申にもお触れになりましたが、その中にある経済の二重構造の是正の問題につきましては、これは中小企業は我が国経済の重要な担い手であり、その自立的発展を図っていくことは、我が国経済全体の安定的発展を図っていく上において極めて重要な存在であると考えます。このような認識に立って、政府としては、対象地域産業を含めた中小企業の振興のために種々の施策を講じてきたところであります。今後とも格差の是正に向けては努力を続けてまいりたいと考えております。

また、基本的人権についての認識はとのことでございますが、私は、基本的人権の尊重は憲法の原則であつて、政治の基本であると認識をいたしております。

今回のこの法案の見直しは、貸し主と借り主の権利義務関係の合理的な調整を図ることを目的とするものであり、借地人や借家人の居住権の安定性を損なうものではないと考えます。この見直し通过对する配慮が重要であるという御指摘は、私もそのとおりと受けとめております。都市再開発のための制度の中には、現在、開発法による市街地再開発事業制度がございますが、御承知のように、この事業においては、地区内の権利者は從前

の資産、権利などに対応して引き続き地区内に居住可能、また、事業の実施に当たっては、それらの権利者の意見について十分くみ上げる仕組みとなっています。今後ともこの事業制度の活用を図り、従前の権利者の権利を保障しつつ、都市の再開発を促進してまいりたいと考えております。

なお、その他お尋ねの借地借家法案についての関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

【國務大臣左藤惠君登壇】

○國務大臣(左藤惠君) 小森議員にお答えを申し上げます。

この法律案におきましては正当事由の規定は、事由の有無を判断する場合に、現に裁判実務で考慮されている要素を規定に掲げることによりまして、具体的な実情に即した判断をすべきことを法文上明瞭かにすることをねらいとしております。

次に、現在の実務におきましては、貸し主からて貸し主が立ち退きを請求するような場合には、従来と同様、正当事由ありと認められることはございません。

次に、現在の実務におきましては、貸し主からそれを考慮いたしまして、その支払いを条件として、あるいはそれと引きかえに借地関係の終了を認める扱いとなつてきている状況でございます。

最後に、都市再開発の実施に当たつて、居住者に対する配慮が重要であるという御指摘は、私もそのとおりと受けとめております。都市再開発のための制度の中には、現在、開発法による市街地再開発事業制度がございますが、御承知のように、この事業においては、地区内の権利者は從前

点につきましては、現行法のもとにおける扱いと何ら変わるものではありません。立ち退き料の提供は補完的要素でありまして、他の要素の存在を欠く場合には、これのみをもつて正当事由の存在を肯定するということはあり得ないのでござります。

次に、借地権の更新後の期間を十年とする問題でございますが、事情の変化に応じまして貸し主と借り主との関係の調整をすることができるよう

に、調整の機会を十年単位で設けるというのがこの趣旨でございまして、十年ごとに借地関係の存続の有無を判断する機会を設けるといたしまして、借り主との関係を解消するには、現行法と同様に貸し主に正当事由が存する必要がありまして、借り主の立場は従来どおり保護されているという点では変わりがない、このように考えてお

ります。

それから、期限つきの借家の制度は、持ち家のある労働者等には強く望まれていることを考慮したものであります。この特約をするためには、当事者の合意のほかに、貸し主の側に転勤、療養、親族の介護等のやむを得ない事情があるといふ客観的な要件が必要であります。また、この特約はその事情を記載した書面によってしなければならないということにいたしておりますので、

その要件の有無の判断は厳格に行われることになります。

定期借地権の問題につきましては、新法によって初めて設定されることであります。既存の借地関係とは全く無関係で、この制度の創設が既存の借地関係に影響するものではないということは明らかでございます。

(拍手)

【國務大臣中尾栄一君登壇】

○國務大臣(中尾栄一君) 小森議員にお答えいたします。

すべての人はひとしくその人権を保障されるべきであり、人種、信条、性別、社会的身分、または門地によって差別されなければならないものであると認識しております。

号外報

また、経済の二重構造の問題は、既に総理が御答弁いたしましたので、私はそれ以上言うこともございません。通産省としましては、今後とも中小企業の振興に積極的に取り組んで、大企業と中小企業の格差の是正に努力してまいりたい所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 東祥三君。

[東祥三君登壇]

○東祥三君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております借地・借家法案に関し、総理大臣並びに法務・建設の両大臣に質問いたします。

本法案は、従来の借地法、借家法に加え、建物保護に関する法律という三法を一本に統合したもので、基本的な枠組みの変更という意味では、昭和十六年以来の、実に五十年ぶりの大改正となっています。

現在、借家住まいは全国で約四割近くを占めているとされています。その意味では、借地・借家法が果たしている役割には今なお大きいものがあります。したがって、その改正についても極めて慎重な対応が必要であると言えます。それは、国民の安定した居住権の確保が国の責務であり、経済社会の健全な発展の基礎をなすものと考えるからであります。

私は、こうした基本的認識に基づき、以下六点について質問いたします。

まず第一点は、本改正案の趣旨、目的に関することについてであります。

今、借地・借家人の多くは、更地価格の一〇%

と言われる高い更新料や年々請求される地代や家賃の値上げ要求に悩まされているばかりか、建物を建てかえる際には、高額な建築費に加え、これまた高額な承諾料の支払いにおびえている実情にあります。

こうした状況の中で、法務省は、今回の法改正は、借地・借家をめぐるニーズの多様化など社会経済情勢の変化に対応するため、貸し主と借り主の権利関係を調整しようとするものであるとして、ただいま議題となっております借地・借家法案の必要性を否定するものではありません。しかし、総理大臣並びに法務・建設の両大臣に質問いたします。

一九八五年に経済団体連合会が発表した土地政策に関する意見に端を発し、内需拡大、民活導入の名のもとに、地上げ屋やデベロッパー等の要求に沿って行われ、弱い借地・借家人の権利を奪ったための改悪ではないかとする懸念もあります。

総理並びに法務大臣は、借地・借家関係の現状をどう認識し、現行制度を基本的にどう変えようとしているのか、今提起した懸念への回答を含め、改めて法改正するに至った背景、法改正の趣旨、ねらい等について明確な御答弁をお願いいたします。

第二点は、借地権の改正に関するこ_トについてであります。

第三点は、既存の契約関係への影響についてであります。

我が党の法務部会では、今回の法改正に当たり、法務省に対し、借地・借家人の置かれた現状に十分配慮し、借地・借家人の地位と権利を損なうおそれのある改正案には反対である、とりわけ改正される新法を既存の契約関係に適用することについては、既得権の保障や居住権の長期安定性の確保という見地から見て大きな問題があるとの

ラリーマンが一家を挙げて転居する場合、持ち家を安心して貸せる確定期限の借家制度の導入され

るならば、レストランや量販店など契約期間の短い事業用としての土地供給だけが増大し、宅地供給を減らすことにならないか、収益の高い事業用地における安易な地代の値上げが周辺の宅地の地代に影響を及ぼすことにならないのか。したがって、私は、この定期借地権について、地域、建物の利用目的等を限定して適用するようにしてはどうかと考えます。

また、本法案では、普通借地権における最初の存続期間が一律に原則三十年、更新期間は十年へと短縮されることになっています。この契約期間の短縮化は、より短いサイクルで契約を見直すことにより、時代の変化に合わせ借地関係を適正化できるようになる反面、借地権を弱め、更新料を支払う機会をふやすなど、借り主の不安を増長するところとなっています。こうした借地権改正に係る問題点に対し、法務大臣の御見解をお伺いいた

申し入れを行つておきます。

その意味では、本改正案の決定段階において、既存の契約関係にある多くの借地・借家人や我が

党の強い要請等に配慮し、政府が、更新及び更新の法律関係に関する新法の規定は、既存の借地・借家関係には適用せず、従前どおりとすると

させたことは、率直に評価したいと思います。し

かしながら、本改正案が成立し新法が存在するこ

と自体が、既存の契約関係や運用に

おいて微妙な影響を及ぼすことにならないのか、

法務大臣の御見解をお伺いいたします。

第四点は、正当事由の明確化についてであります。

法務省は、貸し主が更新を拒否したり解約を申し入れることのできる正当事由について、本法

案では、これまでの判例を明確化したにすぎない

ものと説明しています。しかしながら、このこと

は、多くのマスコミ等において、借地や借家の明

け渡し、追い出しを容易にするものであると報道

され、借り主を大きな不安に陥れています。この懸念にはどう答えられますか。

私の手元には、こうした不安を訴える便りが数

多く届いておりますが、ちなみに、その中の一つ

をここで紹介させていただきますと、

前略、私は身寄りのない独り暮らしの六十九才の年老いた借家人です。いま、国会に提案さ

れている借地・借家法の改正法案は私たち住民が追い出されやすくなる内容だと聞いていま

す。大変心配です。たった一つの生き甲斐とし

てベットを数匹飼つて家族代わりとしているた

めか、老齢のためか、移転先も見つかりませ

ん。その上、地上げ屋に事実無根のことを並べ立てられて、訴訟に持ち込まれ、生きた心地もありません。どうか私たち、借家人が安心して暮らせるようにして下さい。心からお願ひ申し上げます。

というものです。

万一借り主の権利が認められた場合は、借地關係者はともかく、契約期間の短い借家關係者は、家主による家賃の値上げのみでなく、明け渡し攻勢にも絶えず悩まされることになるわけであります。既存の契約關係には適用しないことになつてゐるとはいえ、古い借家で建て直しが必要なケースにおいては、既存の契約關係は解消され、新法に基づく新しい借家關係への移行を余儀なくされることになります。

今もお便りを御紹介いたしましたように、現在、借家人の高齢化が一段と進みつつあります。となりますと、よほど安い公共住宅や家賃補助制度ののような助成制度が充実されない限り、これら年金収入のみに頼っている高齢者や低所得水準の方々は、そうした厳しい状況に耐えられなくなるのではないかと考えざるを得ません。これは大変重大な問題であります。法務大臣の見解とあわせ、公共住宅の増設、家賃補助制度実施の見通しについて、建設大臣の御答弁をお伺いいたします。

第五点は、地代家賃の改定に係る手続についてであります。

政府は、今国会に、本法案との関連で民事調停法の一部改正案を提出しておりますが、この一部改正案では、地代賃の値上げ等をめぐり貸し主と借り主の間で合意できず訴訟提起の段階となつても、訴える前に調停に付することを義務づけよ

うとしています。

この調停制度は、裁判より時間や経費が大幅に節減できるようになることから、結果的に地代家賃の値上げが行われやすくなるおそれがあります。この点に関して、法務大臣の御見解をお伺いいたします。

第六点は、悪質な地主や不動産業者への指導の徹底等についてであります。

今回の法改正の動きが、これまでの各種マスクなどで「借主の権利、大幅に制限」とか、「借地・借家」の規制などが、一括りで改められ、大まかに

家の構成部品「土建供給を狂う」とか「さらにな
は、正当事由の拡大等で借り主の追い出しが容易
になるといったようだ報道され、借地・借家人の
不安を必要以上に増長させている嫌いがありま
す。また、こうした報道に便乗し、悪質な不動産業者等が、複雑な内容を理解できないお年寄りな方

どに対し、既存の契約関係にも新法が適用されるとか、あるいは、既存の契約には旧法が適用されるが、更新には新法が適用されることになるなどと、解約の申し入れや契約更新を拒絶するような事態があるよう聞いております。

したがって、こうした不正、不法な行為が横行しないよう、一体、現行制度がどう変わるのか、国民に正しい情報を伝えることが重要であり、関係業者への指導をも徹底する必要があると考えます。法務大臣並びに建設大臣のお考えをお伺い

たします。
また、不安におびえている国民の皆様に対し、
正確な情報をお伝えたり、個別のケースに応じた適
切なアドバイスを与えてられるよう、この際、仮称「
借地・借家一一〇番」といった無料の、いわゆる

フリーダイヤルを設けてはどうかと考えるもので

ありますが、いかがでしょうか。
ともあれ、近年の土地住宅政策の貧困、とりわけ地価の異常高騰が、借地・借家関係をも著しくゆがめ、今後の都市のあり方にまで大きな影響を及ぼそうとしています。まさに、地価の値上がりこそは諸悪の根源であります。この地価の異常高騰こそが、貸し主と借り主の権利関係をもアンバランスなものとし、その再調整を図るために今回の法改正が必要となつたと言つても過言ではありません。おかげで地代支度一括にては、金、又は、

内閣総理大臣海部俊樹君登壇

政府の地価政策に対する強い怒りを禁じ得ません。

最後に、政府が単なるボーズだけでなく、実効ある地価対策を講じることを強く要請し、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣總理大臣(海部俊樹君) 東議員にお答えを申し上げます。

借地法及び借家法は、御指摘のように大正十年に制定され、この五十年間基本的な改正がないまま経過いたしておりますから、この間の社会経

済情勢の変化が著しくて、それぞれ対応し切れないと、いような状況が出ておると認識をいたしております。

なつておることであり、今回の改正は、このよう
な社会経済情勢の変化に対応し得るよう、更新
のない新しい類型の借地・借家関係を創設するな
ど、借地・借家関係の改善を図ることを目的とし
ておるものであります。借り主の権利を弱める

ものではないと考えます。今回の借地・借家法の

見直しによって、良好な借地・借家の供給が促され、国民生活の基盤整備に寄与するものと期待をいたしております。

なお、最後にお触れになりました地価対策につきましては、近年、東京、大阪等の大都市を中心として、同時に、さらにこれを徹底させていくため、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔國務大臣左藤憲君登壇〕
○國務大臣(左藤憲君) 東議員にお答えを申し上げたいと思います。(拍手)

ましたので、第二点以降につきまして私からお答えを申し上げたいと思います。

給が減少するのではないかというような御心配の点につきましては、事業目的の短期の定期借地権は用途が事業に限られて、かつ期間も短いものでありますて、住宅地として貸し出されることが想定されない土地がその対象になる、このようすを御ぞいとしております。この制度の導入が主な也

の供給の減少につながることは、したがってない
といふ見込みでござりますし、また、定期借地権
の制度は広く利用されることが期待されます
で、地域等によって限定を付するというのは適当
でない、このように考えます。

外 報 号

次に、借地権の更新後の存続期間を十年とすることがあります。事情の変化に応じて貸し主と借り主との関係を調整することができるよう、調整の機会を十年単位で設けるのがその趣旨です。しかし、十年ごとに借地関係の存続の有無を判断する機会を設けるといつても、借地関係を解消するには、現行法と同様に貸し主に正当な事由が存在することが必要でございまして、借り主の立場は従来どおり保護されるものと、このように考えます。

それから第三点でございます。既存の借地・借家の関係につきましては、更新及び更新後の法律関係に関する新法の規定が適用されません。そして、現在の借地法及び借家法によって規律されるということは、法文上にも明確に規定されます。新法の存在が既存の借地・借家関係についての解釈、運用に影響を与えるということは全くない、このように考えます。

それから第四点でございますが、この法律案におきます正当事由の規定は、借地・借家関係の解消の要件であります正当事由の有無を判断する場合に、現に裁判実務で考慮されている要素を掲げたものであって、したがって、正当事由の有無の判断の実質は、現行法のもとでの扱いとは何ら変わるものではありません。

また、借家住まいの高齢の方への影響などについての御指摘の点でありますけれども、既存の借家関係の更新につきましては、現行の法律の規定が適用されます。そして、借家に関する正当事由の改正も、借家住まいの方に不利な判断基準が示されるわけではございません。したがって、住居の移転に伴い新法のもとで契約をすることとなつ

ても、これまでどおりその居住については法律的に十分保護されるものであります。

それから第五点につきまして、民事調停法の改正は、地代賃をめぐる紛争をより簡易迅速に解決するための純然たる手続的な改正であります。当事者の実体的な権利関係には影響を与えるものではありません。今回の改正によりまして、調停において専門家を積極的に活用して、公正な判断に依拠しました解決がなされることを大いに期待をいたしております。

それから第六点につきましては、これは今般の借地・借家法の見直しによりまして、現在土地や建物を借りている人の権利が損なわれることになるというような理解をされている方が関係者の中におられるという報道もあるわけですが、この法律案におきましては、新法の借地・借家関係の更新及び更新後の法律関係に関する規定を既存の借地・借家関係には適用しないということです。

ございまして、あらゆる機会をとらえて、この法律案の趣旨と内容を国民の方々に十分理解していただき、いやしくも誤解から無用な混乱が生ずることのないように努力をしてまいりたい、そういうふうに考えておるところでござります。(拍手)

質問の第二点は、不動産業者等への指導をどうするかということでござります。

新しい借地・借家法の内容につきましては、不動産業者に対しても周知徹底を図りまして、適正な業務の遂行が図られるよう指導をしてまいります。

なお、仮に不動産業者の不正、不当な行為があつた場合には、宅地建物取引業法に照らしまして厳正に対処をしてまいりたいと存じております。

以上でございます。(拍手)

○國務大臣(大塚雄司君) お答え申し上げます。

【國務大臣大塚雄司君登壇】

東議員の御質問の第一は、公共住宅の増設や家賃補助制度についてでございます。

住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることとは、重要な課題であると認識をいたしております。

このため、公営住宅の供給を促進するとともに、所得の低い高齢者で住宅困窮度の高い世帯に

○議長(櫻内義雄君) 木島日出夫君。

【議長退席、副議長着席】

対しましては、地域の実情に応じまして優先入居や単身入居等の優遇措置を講じているところでございます。なお、公共賃貸住宅の供給につきましては、平成三年度を初年度とする第六期住宅建設

五ヵ年計画におきまして、第五期に比べまして四万戸増の三十八万七千五百戸の供給を計画いたしましたところでござります。

また、一般的な家賃補助制度につきましては、制度の実施に当たりまして必要となる家賃の評価、支出能力の把握等の検討課題があると考えております。平成三年度におきましては、一般的な家賃補助制度ではございませんが、地方公共団体等が良質な賃貸住宅を借り上げ、高齢者に対して公営住宅並みの家賃で賃貸する高齢者向け借り上げ公共賃貸住宅制度、また、公営住宅及び密集木賃住宅の建てかえ促進に資する家賃激変緩和のための補助制度などを創設いたしたところでござります。

こととは、長期の存続期間を定めた借地法・借地・借家法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

○木島日出夫君登壇

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表し、借地・借家法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

して い ま す。こ れ は 地 上 げ 等 の 事 態 の 拍 車 を か け る も の で あ り、み ず か ら の 土 地 住 宅 政 策 の 失 敗 を 棚 に 上 げ て、國 民 の 居 住 権、憲 法 二 十 五 条 で 保 障 さ れ た 生 存 権 を 無 視 す る 態 度 で あ り、ま さ に 審 法 と 時 代 に 逆 行 す る も の で あ り ま せ ん か。政 府 は、現 行 法 を 廃 止 し て、借 地・借 家 人 の 居 住 権 を 一 体 ど の 样 に 保 護 す る つ も り の な の で す か。今 繫 急 に 求 め ら れ て い る こ と は、現 行 借 地 法・借 家 法 の 徹 底 に よ っ て 借 地 人・借 家 人 の 権 利 を 保 護 す る こ と で あ り、國 民 の 住 居 を 確 保 す る た め の 土 地 住 宅 政 策 の 確 立 で は あ り ま せ ん か。總 理 の 明 確 な 答 弁 を 求 め る も の で あ り ま す。(拍 手)

次 に、こ の 法 案 が 提 出 さ れ た 経 緯 に つ い て お 聞 き い た し ま す。

借 地 法・借 家 法 の 改 正 に つ い て、法 務 省 は 当 初、借 地・借 家 法 は 民 事 の 基 本 法 で あ り、見 直 す 考 え は な い、む し ろ 地 価 の 高 脳 を 抑 え る 方 が 先 だ と 言 明 し て い ま し た。と こ ろ が、民 間 活 力 の 活 用 を 旗 印 に 掲 げ た 中 曾 根 内 閣 発 足 後、歷 代 自 民 党 政 府 は、都 市 再 開 發 事 業 を 推 進 す る た め、一 連 の 規 制 緩 和 政 策 を 推 進 し て き ま し た。そ の た め、そ こ に 住 む 住 人 た ち は 邪 魔 者 と さ れ て き ま し た。こ う し た 動 き の 裏 に は、臨 時 行 政 調 査 会 や 経 団 連 が、現 行 の 借 地・借 家 人 の 権 利 を 必 要 以 上 に 保 護 し て い る 面 を 是 正 し、土 地 の 貸 借 権 の 流 動 化 を 国 る べ き で あ る と あ け す け に 要 求 し て き た こ と が あ つ た こ と は、紛 れ も な い 事 実 で あ り ま す。

さ ら に 政 府 は、昨 年 六 月 の 日 米 構 造 協 議 で、借 地 法・借 家 法 の 見 直 し を ア メ リ カ に 記 紦 し ま し た。な ゼ 日 本 の 貸 貸 人 と 貸 借 人 と の 権 利 関 係 の 調 整 を 図 る 法 律 の 改 正 に つ い て ま で ア メ リ カ に 記 紦

利用しやすい借地・借家人関係を実現するため、「よりうことなのではありませんか。提案理由の一より性の上にアメリカや日本の大企業の利益を図る」とが本当のねらいなのではありませんか。総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めます。

次に、法案の具体的な内容について質問をいたします。

第一に、借地・借家の明け渡しの正当事由の拡大の問題です。

これまで、地主・家主がみずからその土地建物を使用することを必要とする場合などに限定して認められていた明け渡しの正当事由が、これからは、土地建物の利用状況や立ち退き料の支払い状況によっても非常に簡単に認められることとなります。これは金銭による立ち退きを法が認めるものであり、まさに、各地で重大な社会問題となっている暴力的地上げをあおるものと言わなければなりません。また、借地・借家人の居住や営業の現状と全く関係なしに、周辺の土地利用の状況の変化を理由として明け渡しを認めるものであり、土地の高度利用を口実とした大企業本位の都市再開発を進めるために、借地・借家人の生存権をすら奪うものではありませんか。明確な答弁を求めます。(拍手)

第二に、地代家賃値上げの問題です。

これまで、地代家賃の値上げは、租税公課、土地家屋の価格、そして近隣の地代家賃相場の変動によって不相当になった場合のみ認められていました。法案はこれに「その他の経済事情の変動」を加えています。「その他の経済事情」とは一

体何を意味するのですか。最近の異常な地価の高騰を、そつくりそのまま地代家賃の大引き上げの理由として認めていくことになりますか。答弁を求めます。

同時に提出されている民事調停法の改正は、値上げに関する紛争の解決方法として、まず調停を申し立てるなどを義務づけた上、あらかじめ書面による合意がある場合には、借地・借家人の意に反する地代家賃の引き上げを調停委員会が強制的に押しつけることを可能にしています。このような制度がつくられるならば、市販の契約書に調停に従う旨の合意が書き込まれることは必至であり、改正法は、まさに地代家賃の値上げ迅速化、自由化法となることは明らかです。これでは、地代家賃は当事者の合意によってのみ決められるという民事法の大原則を破壊することになり、裁判を受ける権利すら奪うことになるのではないか。國民が納得できる答弁を求めます。

第三に、借地期間の大額な短縮の問題です。借地人にとつて最も大事なのは、居住の安定であり、営業の継続性ではないでしょうか。現在、堅固な建物は六十年、その他の建物は三十年が借地期間の原則です。ところが法律は、堅固な建物を含め、すべて借地期間を三十年とし、更新期間を十年としました。これは、鉄筋コンクリート構造の建物の法定耐用年数、事務所用は六十五年、住宅用は六十年、店舗用は四十年であります。これを無視しているばかりか、借地人は、三十年以降、十年ごとに明け渡しの不安にさらされ、多額の更新料を請求され、地代を大幅に増額されることになるのではないですか。また、このような短期間では、建物を保全するための増改築の意次

も失われるでしょう。なぜ借地人の生活と営業を脅かすことのような期間の短縮が必要なのですか。明確な答弁を求めます。

いう形式を踏めば、新法が適用されることとなるのではないですか。現に各地で、新しい借地法が制定された場合には、それに応じて改めて契約することとするなどの特約事項を契約書に書き込むこと例が出てきているではありませんか。それでも、既存の借地・借家人の権利は将来にわたって確保されると明言できるのでしょうか。總理及び法務大臣の明確な答弁を求めます。

政府は、憲法二十五条の生存権の保障に基づき、国民が健康で文化的な住宅を確保し、安定した平穏な居住を続ける権利を保障する責務があります。そのための土地住宅政策をこそ確立しなければなりません。

日本共産党は、借地・借家人の生存権を脅かし、零細地主・家主を含めて住民を町から追い出し、大企業本位の再開発事業を助長する本法案の撤回を強く求めて、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕
○内閣総理大臣(海部俊樹君)　木島議員にお答えを
をいたします。

今回の地価高騰が住宅取得の夢を奪い、また我が國経済社会に深刻な影響を与えることは十分に認識しており、そのため土地住宅政策の確立に全力を挙げておるところであります。この事態に對処するため、需給両面にわたる各般の施策を実施してきたところであります。近時においては東京、大阪等都市部で地価の鎮静化傾向が見られるなど、土地対策の成果の兆しが見えてきております。今後は、土地政策推進要綱に従つた土地対策、住宅についても建設五ヵ年計画に基づいて良質な住宅確保に努めてまいりたいと考えております。

今回の借地・借家法の改正は、土地建物の貸し
主と借り主の関係を時代に合ったものとするよ
う合理化することが目的であり、これは当事者双方
の公平が図られるよう配慮したものであります。
これによつて良質の借地・借家の供給が促され、
国民の生活の改善に寄与するものと考えてお
ります。

今回の改正案では、既存の借地・借家関係に影響を与えないよう十分に配慮をいたしておりまして、既存の借り主の方々の権利は、今後ともこれまでどおり保護されるのでありますから、御指摘の御心配は当たらないと思いますし、法案を撤回する気持ちもございません。

残余の質問については、関係大臣から答弁を申上げます。(拍手)

○國務大臣(左藤憲君) 木島議員の質疑にお答えを申し上げたいと思います。

の趣旨のことについてお話しでは結構からうる語かこうしてお話をうながすので、私はそれは他の点につきましてはお答えを申し上げたいと思います。

現に裁判实务で考慮されている要素を規定に掲げることによりまして正当事由を明確にしよう、そういうのがねらいでございまして、正当事由の有無の判断の実質は、基本的には現行法のもとでの

扱いと何ら変わらないではなく、借り主は従来どおり保護されるものと、このように考えるわけですが、

次に、地代家賃の増減額の請求の問題につきましては、して経済事情の変動を加えた趣旨というのには、広

く物の経済的価値の変動を考慮すべき」とを明らかにした。

かにしたものでありまして、具体的には物価水準の変動等を指しておつて、現行法でも土地の価格の上昇や低下は地代家賃の決定要素になつてゐるところでござります。

次に、契約書によります双方の合意があつても、調停委員会は、紛争の実態に照らしましてその解決に適当であると認める場合には調停条項を

定めるものでありまして、その運用上調停条項が押しつけられるというようなことはないが、いませ

それから、更新期間を十年に短縮する問題についても、
きまして、昔他契約更新後の皆也手帳の期間を二三十年と

にいたしましたのは、事情の変化に応じて貸し主と借り主との関係の調整ができるようにして、十年ごとに借地関

係の存続の有無を判断する機会を設けるとしたとしても、借地関係を解消するには、現行法と同様

格好い主が正當な事由があることが必要でないと主張して、借り主の立場は從来どおり保護されるものと、このように考へるものでござります。

それから、定期借地権の問題でございますが、借地に対する需要の多様化に対応することができ

るよう、一定の要件のもとに、更新のない新しい
類型の借地関係を認めようとするものでありまし
て、そこで、左用賃也屋は、斤付面積二丁目一里六町一

て、また其の結果に、親も旅行客に参加する場合に限って認められるものでありまして、既存の契約関係に何ら影響を与えるものではございません。

既存の舊地・昔家關係とは新去の更新及び更新せん。

既存の権利・信託関係における新法の更新及び其の更新後の法律関係に関する規定が適用されないといううことは、云つては二年間延長期間にて二つある。

ことは法文の上で明確に規定いたしておりまし

て、既存の関係は従来の法律の規定によってこれまでどおり保護されることを国民の方々に十分御理解をしていただくことが重要である、このように考えておりますので、今後とも積極的に広報を行なうなど、あらゆる機会をとらえまして、この法律案の趣旨、内容を国民の方々に十分御理解していただきよう努力をしてまいりたい、このように考へているところでございます。(拍手)

〔国務大臣大塚雄司君登壇〕

○国務大臣(大塚雄司君) お答え申し上げます。

木島議員、再開発等に触れての御意見であります。が、今回の借地・借家法の改正は、土地建物の利用に対する需要の多様化等社会経済情勢の変化に対応いたしまして、賃貸借当事者双方の公平な利害調整の確保など、合理的な借地・借家関係の確立を図ろうとするものであると承知をいたしております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いたしました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(村山喜一君) この際、内閣提出、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣下条進一郎君。

〔国務大臣下条進一郎君登壇〕

○国務大臣(下条進一郎君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

我が国の経済規模の拡大とともに産業構造の変化、技術革新が進む一方、生活様式の多様化や消費意識の変化が進んでおり、このような状況を背景として、廃棄物の発生量が増大するとともに、その種類も多様化しております。一方、増大する廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設の確保は困難となつてきており、廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が大きな社会問題となつております。

このような状況を踏まえ、「二十一世紀を目指した廃棄物対策を確立するため、現行の廃棄物処理制度を基本的に見直すとともに、現行の廃棄物処理施設整備計画に引き続き平成七年度までの廃棄物処理施設整備計画を策定するために、本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

官号外) 第二に、廃棄物に関する国民、事業者並びに国及び地方公共団体の責務について所要の規定を設けることとしております。第三に、廃棄物に関する國民及び事業者並びに国公共団体の施設への協力の責務を設ける一方、国及び地方公共団体につきましては、國民及び事業者の意識の啓発に努める責務を設けることとしております。

第三に、廃棄物の計画的処理を推進することとおりです。

してあります。廃棄物の減量等の観点から、市町村の一般廃棄物処理計画及び都道府県の産業廃棄物処理計画の内容を充実するとともに、市町村長または都道府県知事は、多量に廃棄物を排出する事業者に対し、廃棄物の処理に関する計画の策定を指示できることとしております。

第四に、廃棄物の減量化及び再生を推進することとしてあります。市町村の一般廃棄物の減量等の施策に協力するため、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員制度及び廃棄物再生事業者の登録制度を新たに設けるとともに、市町村の廃棄物処理手数料については、一般廃棄物の特性、処理に要する費用等を勘案して定めることとしております。

第五に、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業について許可要件の強化、許可の更新制の導入等を行うとともに、廃棄物処理施設については、設置の許可制、施設使用開始前の検査制の導入等により地域に信頼される施設の整備を推進することとしております。

第六に、製造者等の廃棄物処理に関する協力であります。市町村における適正な処理が全国的に困難であると認められる一般廃棄物を厚生大臣が指定し、その一般廃棄物となる製品の製造者等に對し、市町村が協力を求めることができるることとし、厚生大臣は、廃棄物となつた場合の適正処理の観点から、製造者等がその製品に必要な事項を表示すること等を指導するようその事業所管大臣に要請できることとしております。

第七に、燃焼性、毒性等のため人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物として、新たに特別管理廃棄物という区分を設けます。

こととしてあります。特別管理産業廃棄物については、事業者に、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、処理を委託する場合の特別管理産業廃棄物管理票の発行等を義務づけるとともに、特別

法律案の趣旨でござります。(拍手)

●

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

岩田順介君 ○副議長(村山喜一君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

岩田順介君 ○副議長(村山喜一君) 私は、日本社会党・譲意共同を代表して、ただいま議題となりました廃棄物の処理等を業務として行わせることとしております。このほか、不法投棄等により生活環境保全に支障が生じた場合の原状回復等の命令の発動要件の緩和、罰則の強化等の改正を行うこととしております。

岩田順介君 ○副議長(村山喜一君) 市町村が協力を求めるべきことは、計画の期間を平成七年度までに改めるとともに、地方公共団体が行う廃棄物処理施設整備事業に、廃棄物処理センターが地方公共団体の委託を受けて行うものを加えることとしております。

岩田順介君 ○副議長(村山喜一君) なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して九ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日としておりますが、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正のうち、計画の期間を平成七年度までに改め改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

岩田順介君 ○副議長(村山喜一君) そこで、日本としては、再生資源化を初め廃棄物の徹底した減量化はもとより、廃棄物対策を含め環境保全の分野に科学技術の粋を結集し、これ

による国際貢献を積極的に果たすべきではないでしょうか。総理の基本姿勢をただしたいと思います。

例えば、ハーグ宣言やアルシェ・サミットにおいて言及された国際的な環境構想の具体化のため、国連の意思決定機関として環境保障理事会を創設し、そのもとに地球環境を守るための技術者から成る実動部隊を設けるといった目標に向かって日本の国連外交を展開すること、その一方では、この国連の機構が発足すればすぐにメンバー登録ができるよう専門的な技術者を国内に養成すること、以上であります。

さて、ソ連のゴルバチョフ大統領の来日は、国と国の対立による軍事的な脅威の時代の終わりを象徴するものでありましたが、地球の温暖化や廃棄物問題は、自然と人間のあつれきによる環境上の脅威の時代を迎えていたと言えます。つまり、問題の解決には大量生産、大量消費という言葉に象徴される生活と生産の総体を見直すことが必要であります。その課題を取り組むためには、第一二に、企業の責任による減量化、再資源化の徹底、第三に、自治体と市民によるリサイクル型の消費生活の推進というように、三つの方面から日常的な努力が合流し、一体となる必要があります。

そこで政府は、国民参加による廃棄物減量化推進本部を設置し、これら三つの原則から成る廃棄物減量化のための国民総行動計画を策定することによって一億二千万人の参加、協力体制を目指すと、また、国連統計局や世界銀行の協力のもとに現在OECDで検討されているいわゆるグ

リーンGNP、すなわち経済成長率に環境指標を織り込む作業に見合って、国内でも同様の研究を活発化すること、さらに、企業も自治体も今お手上げといった状況に直面している産業廃棄物の処理に国が乗り出すこと、これらが政府の責任として実行されなければならないと考えますが、総理の見解を伺いたいのであります。

次に、企業はどのような責任を果たすべきかという問題であります。

生活と生産のあり方を見直すということは、日常生活で使っている製品が廃棄物となつたとき再資源化しやすいかどうか、それを最終処分する際、環境にどんな影響を与えるかなどについて評価し直すことであります。この場合、製造物の性質や組成について生産者がだれよりも透明して、製品のアセスメントは製造者責任によって実行されなければなりません。残念ながら、この点で生活環境審議会の答申よりもはるかに後退したと言わざるを得ないのであります。今後の方向について、政府の方針をお尋ねいたします。

以下、当面緊急な問題について具体的にお尋ねいたします。

まず、各地で頻発している産業廃棄物の不法投棄の問題であります。その多くは、不法投棄した会社に資力がないために、直ちに原状を回復させることができます。これが困難な状況であります。例えば、八九年に福島県いわき市で発覚した常磐炭鉱の廃坑に有機溶剤などドラム缶およそ四万本が捨てられた事件などは、いまだにその除去作業にめどが立たず、環境への影響が極めて心配されております。

そこで、不法投棄した者にかわって、とりあえず県が国の補助のもとに原状を回復すること、その後で県と国は不法投棄した者やそれに委託した排出業者にその費用を提出させること、この二つが必要ではないでしょうか。この際、明確な方針を示してくださいたいのであります。

また、不法投棄者や排出者を正確に把握するためには、すべての産業廃棄物の積み荷伝票制度、それに運動した広域的な情報管理センターが必要であります。しかるに政府案は、特別管理産業廃棄物に限って積み荷伝票制度を適用した結果、不法投棄事件の過半数を占める建設廃材などの対策にはほとんど何も期待できないものになってしまった。政府は、せめて積み荷伝票制度を段階的にすべての産業廃棄物に適用する方針を明らかにすべきと考えますが、いかがでありますか。

ところで、自動車、大型家庭電器製品など処理困難なものや、空き缶、空き瓶のように散乱やすいものが急増し、市町村は大変に困惑をしているところであります。これらについて、関係業界ごとに製造業者が共同して回収、解体、再生資源化する事業を興すこと、そして国や自治体ができるだけこれを支援することが必要ではないでしょうか。

政府案は、厚生大臣が指定した適正処理困難物の国際移動を規制するバーゼル条約を採択をし、現在、フランス、イスラエル、ノルウェーなど十カ国がこれを批准をいたしております。この条約において、四十七の物質について有害とされるところが、政府方針は、そのごく一部だけを有害廃棄物として扱おうとしていることは、どうしても納得できないのであります。この際、四十七品目すべてについて有害物として指定し、条約批准の条件を整えるべきではないでしょうか。

また、同条約の早期批准に向けた外務大臣の決意も明らかにしていただきたいと思うのであります。

さらに、私が憂慮するのは、産業廃棄物の海洋投棄の問題であります。

アメリカは九一年に、イギリスは九二年に、こ

省等関係省庁とも検討を行つておるところであり

ますが、同条約が批准される場合には、その時点
でバーゼル条約の廃棄物のうち必要なものを特別
管理廃棄物に指定するなど、国内体制を整備して
まいりたいと考えております。

次が、海洋投棄の禁止についてであります。

我が国では、陸上処分を原則といたしまして、
例外的に一部の廃棄物に限り海洋投入処分を認め
ております。昨年十一月に開かれました国際海事
機関ロンドン・ダンピング条約締約国会議におけ
る決議において、産業廃棄物の海洋投入処分を遅
くとも平成七年十二月末までに禁止しなければな
らないこととされております。我が国といたしま
しても、この決議を踏まえ、諸外国の動向にも留
意しつゝ、必要な措置について検討してまいる所
存であります。

最後に、自治体と市民によるリサイクル型消費
生活の推進についてでございます。

廃棄物対策については、行政だけでなく住民等
が参加した幅広い対策が必要であり、廃棄物処理
法の改正案においても、リサイクルのため分別収
集を積極的に推進していくこととしているほか、
市町村に廃棄物減量等推進審議会や廃棄物減量等
推進員を置くことといたしております。

市町村のリサイクル施設の設置については、廃
棄物総合利用施設等の施設の整備を推進してまい
りたいと考えております。
以上でございます。(拍手)

〔國務大臣中尾栄一君登壇〕

○國務大臣(中尾栄一君) 岩田議員にお答えをい
ります。

本市の質疑、朗読を省略した議長の報告
します。

製品のアセスメントを実行させるべきだといふ

考え方についてどうか、こういう御意見ですが、

通産省としましては、昨年十二月の産業構造審議
会答申の「今後の廃棄物処理・再資源化対策のあ
り方」を踏まえるとともに、再生資源の利用の促
進に関する法律の適切な運用を通じて、生産者に

対し再資源化しやすい製品づくりに取り組むよう
ます。

また、再資源化をする事業を與すように誘導す
べきじゃないか、この問い合わせに対しましては、通産
省としましては、事業者がその販売システムを活
用する等再資源化へ自主的に取り組むことが重要
であると考えております。しかしながら、メー

カーにこれを強制することは、事業者に過大な負
担を課す上に、使用した者の責任がなおりにな
るおそれもありまして、適当とは思われません。

このような観点から、通産省としましては、厚生
省等関係省庁とも連携をとりつつ、必要に応じま
して事業者の自主的協力を促すよう適切な指導に
努めてまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣中山太郎君登壇〕

○國務大臣(中山太郎君) 岩田議員にお答えをい
たします。

午後二時二十五分散会

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会い
たします。

出席國務大臣

内閣総理大臣 海部 優樹君

法務大臣 左藤 恵君

外務大臣 中山 太郎君

厚生大臣 下条進一郎君

通商産業大臣 中尾 栄一君

建設大臣 大塚 雄司君

國務大臣 愛知 和男君

國務大臣 佐々木 満君

國務大臣 吹田 晃君

出席政府委員

法務省民事局長 清水 蔦君

厚生省生活衛生 目黒 克巳君

行を担保するための国内法令の整備等につき検討
する必要があり、本条約が規制対象とする有害廃
棄物の個々の品目も含めて、現在政府部内で鋭意
検討中であります。

外務省といたしましては、この問題に対する関
心が国際的に高まっていることも踏まえ、国内制
度の整備に関する関係各省庁の協力を得て、でき
るだけ早期に締結できるよう検討を進めていきた
いと考えております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会い
たします。

○明謹を省略した議長の報告
(法律公布表上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その
旨参議院に通知した。

救急救命士法

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切
手の売買に関する法律

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

再生資源の利用の促進に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律

日本開発銀行法等の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する
法律

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の
一部を改正する法律

生産緑地法の一部を改正する法律

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法
律

鉄道整備基金法

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する
法律

森林法等の一部を改正する法律

厚生省生活衛生
局水道環境部長 小林 康彦君

故李方子女史(英親王妃)に由來する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
一、昨二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案

(議案受領)

一、去る二十日、予備審査のため参議院から交付された次の議案を受領した。

積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に関する法律案

二、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出第九〇号)

三、(三号)
外務委員会 付託
地方行政委員会 付託

故李方子女史(英親王妃)に由來する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第
一、去る二十日、予備審査のため参議院から交付された議案は次の委員会に付託された。
積雪又は寒冷の度が特に高い地域における指定業種関係労働者の年間を通じた雇用の確保等に

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件
(条約第一四号)　外務委員会　付託
(議案送付)

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

児童手当法の一部を改正する法律案

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業團法の一部を改正する法律
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案
國家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
食品流通構造改善促進法案
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
地価税法案
（議案通知）
一、去る十八日、參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。
救急救命士法案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵政官署における外國通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案
（議案通知書受領）
一、去る十九日、參議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
再生資源の利用の促進に関する法律案
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
日本開発銀行法等の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案
法律案

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
生産緑地法の一部を改正する法律案
新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案
鉄道整備基金法案
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律案
(質問書提出)
森林法等の一部を改正する法律案
（答弁書受領）
一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員草川昭三君提出不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問に対する答弁書
不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
平成二年三月二十九日
提出者 草川 昭三
衆議院議長 櫻内 義雄殿
不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問主意書
近年、観光目的である「短期滞在」や「研修」など
の在留資格で我が国に入国し、滞在期間が切れて
も出国せず、不法に滞在している外国人が急増し

濟措置が採られるよう、その人権に十分に配慮しているところである。

八について

いわゆるすべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約は、内容的には問題点多いと考えるが、移住労働者及びその家族の権利保護を目的とする同条約の理念そのものは理解できる。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月九日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 樺内 義雄殿

法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する

六号の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の四」と、「火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」を「古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認」に改める。

第三条第一項第一号中「基き」を「基づき」に改め、同項第四号中「又は教習射撃場」を「教習射撃場又は練習射撃場」に改め、同項第四号の二中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同号を同項第四号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

四五五 練習射撃場を設置し、又は管理する者

が第九条の十一第二項の練習用備付け銃を業務のため所持する場合

第三条第一項第四号の二中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の三 第九条の九第一項第一号の練習射撃指導員が第九条の十第一項の射撃練習に係る指導若しくは助言を行うため、又は同項の射撃練習を行うことができる者が当該射撃練習を行

うため第九条の十一第二項の練習用備付け銃を所持する場合

第三条第一項第五号中「第十条の四第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同項第七号中「その製造」の下に「(改造及び修理を含む。以下同じ。)」を、「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同項第八号中「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同項第九号中「第十条の七第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同項第十号中「文化庁長官の承認」を「第十八条の二第一項の規定による承認」に改め、同条第三項中「第一項第四号の三」を「第一項第四号の四、第四号の五」に改める。

第三条第一項第五号に掲げる者が同号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

第三条の二第二項第五号に掲げる者が同号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

第三条第一項第五号中「第十条の四第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同項第七号中「その製造」の下に「(改造及び修理を含む。以下同じ。)」を、「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同項第八号中「教習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、同項第九号中「第十条の七第一項」を「第十条の八第一項」に改め、同項第十号中「文化庁長官の承認」を「第十八条の二第一項の規定による承認」に改め、同条第三項中「第一項第四号の三」を「第一項第四号の四、第四号の五」に改める。

第三条第一項第五号に掲げる者が同号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

一号又は第二号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

二 国又は地方公共団体から前号のけん銃部品の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃部品を輸入する場合

三 次条第一項第三号又は第四号の規定によりけん銃の所持の許可を受けた者が第三条の二第一項第三号の所持に供するため必要なけん銃部品を輸入する場合

四 第十条の五第一項の規定によるけん銃部品の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃部品を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

五 武器等製造法の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るものを業務のため所持する場合

六 都道府県公安委員会に届け出たもの(同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たもの(同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する場合

七 前項第五号に掲げる者の使用者で同号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たもの(同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する場合

八 前項に規定する都道府県公安委員会への届出に因る必要な細目は、給理府令で定める。

九 前項に規定する都道府県公安委員会への届出に因る必要な細目は、給理府令で定める。

十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十一 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十二 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十三 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十四 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十五 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十六 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十七 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十八 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十九 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十一 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十二 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

り付けて使用するため所持する場合

四 第十条の五第一項の規定によるけん銃部品の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃部品を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

五 武器等製造法の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るものを業務のため所持する場合

六 都道府県公安委員会に届け出たもの(同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たもの(同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する場合

七 前項第五号に掲げる者の使用者で同号に掲げる者が前条第三項の規定により届け出たものを含む。)が同号に掲げる者の業務のため所持する場合

八 前項に規定する都道府県公安委員会への届出に因る必要な細目は、給理府令で定める。

九 前項に規定する都道府県公安委員会への届出に因る必要な細目は、給理府令で定める。

十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十一 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十二 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十三 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十四 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十五 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十六 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十七 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十八 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

十九 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十一 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十二 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十三 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

二十四 博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覽に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

官 報 (号 外)

項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、銃砲又は刀剣類の所持に関する危害予防上必要があると認めるときには、その必要の限度において、前項の規定による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

第三回第一項第一号「麻薬大麻」を「ル、
ル、麻薬、大麻、あへん」に改め、同項第四号中
「第三号」の下に「又は第二項」を加え、同号の次に
次の二号を加える。

四の二 第十一条第一項第一号若しくは第二号、第三項又は第四項の規定による許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に当該処分に係る銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年を経過していないもの

五の三 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者第五条第一項第六号中「者」の下に「前号に該当

及び同報告書

することができた者に譲り渡し、贈与し、若しくは返還し、若しくは廃棄する等当該けん統部品を所持しないこととするための措置を執るな

ければならない。この場合における当該けん銃部品の所持については、当該期間に限り、第三

都道府県公安委員会は、前条第七項の規定に
条の二第一項の規定は、適用しない。

よりけん銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第三号の規定により所持すること

ができた当該けん銃に係るけん銃部品があるときは、当該けん銃部品についても提出を命じ、提出

出されたけん銃部品を仮領置するものとする。

合において、当該仮置されたけん銃部品に係るけん銃の所持の許可を受けていた者若しくは

該けん銃部品の譲渡、贈与、返還等を受けた者

(武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあつては、当該けん銃部品に適合するけん銃につ

いて第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。)又は当該けん銃部品に係る

けん銃の所持の許可を受けていた者若しくは当該けん銃部品を相続により取得した者であつて

当該けん銃部品に適合するけん銃の所持の許可を受けたものが総理府令で定める手続により返

遷の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該けん銃部品をその者に返還するものとする。

前条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置したけん銃部品について準用す

る。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「練習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加え、「前条第二項第一号」を「第八条第二項第一号」に改め、同条第一項及び第三項中「練習射撃場」の下に「若しくは練習射撃場」を加える。

第九条の四第一項第一号中「この条において」を削る。

第九条の五第一項中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同条第一項及び第二項中「認定証」を「教習資格認定証」に改める。

第九条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改める。

第九条の七の見出し及び同条第一項から第四項までの規定中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同条第五項中「認定証」を「教習資格認定証」に、「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改める。

第九条の八の見出し中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に改め、同条第三項中「備付けられていた獵銃」の下に「(第九条の十一第一項の練習用備付け銃であるものを除く。)」を加え、同条の次に次の四条を加える。

(練習射撃場の指定等)

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が総理府令で定める基準に適合していること。

二 射撃指導員として指定された者のうちから、次条第一項の射撃練習を行う者に対し指導又は助言を行う者(以下「練習射撃指導員」という。)が選任されていること。

2 第九条の四第二項から第四項までの規定は練習射撃指導員の選任及び解任について、同条第五項の規定は練習射撃場の指定について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは、「練習射撃場」と読み替えるものとする。

(射撃練習)

第九条の十 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第三項第三号又は第四号に掲げる者に限る。次項において同じ。)は、練習射撃場において射撃練習(次条第二項の練習用備付け銃を使用して行う獣銃の操作及び射撃)を行なう。以下同じ。)を行うことができる。

2 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者は、射撃練習を行おうとするときは、その所持しようとする獣銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行う資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、練習資格認定証を交付しなければならない。

3 第四条の二及び第九条の五第三項の規定は、

前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項中「教習資格認定証」とあるのは、「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

2 第九条の十一 練習射撃場を設置する者は、射撃練習の用途に供するため必要な獣銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを総理府令で定める基準に従い当該練習射撃場に備え付けて置かなければならぬ。ただし、練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた獣銃(以下「練習用備付け銃」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「教習射撃場」とあるのは、「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受けようとする者が第七条第一項の許可証又は第九条の十第二項の練習資格認定証」と読み替えるものとする。

(練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置)

第九条の十一 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の九第一項の指定を解除することができる。

一 練習射撃場が第九条の九第一項第一号の規定により板領置した獣銃について準用する。

三 練習射撃場を設置する者が前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第九条の

四 練習射撃場を設置する者が前条第一項において準用する第九条の六第三項の規定による命令に応じなかつた場合

五 練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定又は前条第二項において準用する第九条の七第一項の規定による命令に応じなかつた場合

六 練習射撃場を管理する者が第九条の九第一項において準用する第九条の七第三項又は前条第二項において準用する第九条の七第一項の規定による命令に応じなかつた場合

都道府県公安委員会は、前項の規定により第九条の九第一項の指定を解除した場合においては、当該施設の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられていた獣銃(教習用備付け銃であるものを除く。)の提出を命じ、提出された獣銃を仮領置するものとする。

2 前項の規定により獣銃を仮領置した場合において、当該施設を設置する者又はその者から当該獣銃の譲渡、贈与、返還等を受けた者であつて、当該獣銃を適法に所持することができるものが総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該獣銃をその者に返還するものとする。

4 第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により板領置した獣銃について準用する。

この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは、「第九条の十二第一項」と、「前項」とあるのは、「第九条の十二第三項」と読み替えるものとする。

第十一条第一項第一号中「又は教習射撃場」を「教習射撃場又は練習射撃場」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項に次に次の二項を加える。

8 第四条又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

第十条の七第一項中「若しくは教習射撃場」を「教習射撃場若しくは練習射撃場」に改め、同条第二項中「備付け銃」を「教習用備付け銃」に、「第二項」を「第十条の八第一項」に改め、十条の七第一項を「第十条の八第一項」に改め、

第十条第一項を第十条の八とし、同条の次に次の二項を加える。

9 第十条の九 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれに基づく処分又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法の規定若しくは同法に基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲又は刀剣類について適正な取扱いを行つていなければ、当該許可を受けた者に警告を發する。

10 第十条の六中「第四条又は第六条」を「第四条第一号」に、「銃砲」を「獣銃又は空氣銃」に改め、ただし書を削り、同条を第十条の七とす

- (一) 芸能の公演、博物館での展示等で銃砲又は刀剣類(以下「銃砲等」という。)を所持しようとする者を除く。)は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けてこれらを所持することができる」ととする。
- (二) 公安委員会は、銃砲等の所持の許可に条件を付し、及びこれを変更することができることとすること。
- (三) 公安委員会は、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがある者等について、銃砲等の所持の許可をしてはならないこととすること。
- (四) 練習射撃場の指定等
- (一) 公安委員会は、獣銃に係る指定射撃場のうちから練習射撃場を指定することができます。
- (二) 獣銃の所持の許可を受け、又は受けようとする者は、練習射撃場において射撃練習を行うことができることとすること。
- (三) 刀剣類の製作の承認
- (一) 文化庁長官の美術刀剣類の製作の承認に関する事務は、政令で定める場合を除き、都道府県の教育委員会に委託することとすること。
- (二) けん銃等の密輸入の予備をした者及び国外でけん銃等の密輸入の未遂又は予備をした者を処罰することとすること。
- (三) 情を知つてけん銃等の密輸入に要する資金等を提供した者を処罰することとする」と。

- (三) けん銃部品の密輸入若しくはその未遂又は不法所持をした者を処罰することとすること。
- (四) 則則に関し所要の規定の整備を行うこと。
- (五) その他
- (一) 公安委員会は、銃砲等の所持の許可を受けた者がこの法律の規定に違反した場合において、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる」とすること。
- (二) 手数料の額を審費を勘案して政令で定めることとするほか、所要の規定の整備を行なうこと。
- (三) 施行期日等
- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするほか、所要の経過措置を定めること。
- (四) 議案の可決理由
- 最近におけるけん銃使用犯罪の実情にかんがみ、新たにけん銃の銃身等の所持及び輸入を規制し、並びにけん銃等の密輸入の予備等を处罚すること等所要の処置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

- (五) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律案
- 右
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案
- 国会に提出する。
- 平成三年四月十一日
- 内閣総理大臣 海部 俊樹
- 第一節 暴力的要素行為の禁止等(第九条)
- 第二節 不当な要求による被害の回復等のための援助(第十三条・第十四条)
- 第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他
- の規制(第十五条・第十九条)
- 第四章 暴力追放運動推進セントラル(第二十一条・第二十二条)
- 第五章 雜則(第二十二条・第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条・第三十八条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要素等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団の銃器使用犯罪の絶滅のため万全の措置を講ずること。
- 第二条 新設されるけん銃等の密輸入予備罪の取締りに当たっては、対象となる予備行為の範囲が本当に拡大しないよう、適正な運用に配意すること。
- 第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案
- (定義)
- 第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する

- 法律
- 第一節 暴力的要素行為の禁止等(第九条)
- 第二節 不当な要求による被害の回復等のための援助(第十三条・第十四条)
- 第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他
- の規制(第十五条・第十九条)
- 第四章 暴力追放運動推進セントラル(第二十一条・第二十二条)
- 第五章 雜則(第二十二条・第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条・第三十八条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要素等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。
- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する

平成三年四月十九日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

第一章 総則(第一条・第八条)

第二章 暴力的要素行為の規制等

目次

- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (指定)
- 第三条 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。
- 一 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようにするため、当該暴力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められること。
- 二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部(主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。)である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経歴保有者(次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。)の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうち占める犯罪経歴保有者

員の人数のうち占める犯罪経歴保有者の人の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人のうち占める犯罪経歴保有者の人の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人の区分ごとに政令で定める比率(当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人の数の集団において、その集団の人のうち占める犯罪経歴保有者の人の比率が当該政令で定められた比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。)を超えるものであること。

イ 暴力的不法行為等又は第六章(第三十六条を除く。以下この条において同じ。)に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつていてる場合にあっては、当該執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して十年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第一条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該日において当該執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して五年を経過しないもの

ロ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して十年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第一条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつていてる場合にあっては、当該執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して五年を経過しないもの

ロ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団であること。

ハ 当該暴力団の代表者等であること。

ホ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日)から起算して五年を経過しないもの

ハ 暴力的不法行為等又は第六章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第一条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあった日(当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日)から起算して十年を経過しないもの

ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、当該暴力団の代表者等であること。

ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、当該暴力団の代表者等であること。

イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。

ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、当該暴力団の代表者等であること。

第四条 公安委員会は、暴力団(指定暴力団を除く。)が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該執行猶予の期間を経過した者(以下この章において「指定」という。)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならぬ。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。

二 前項の聴聞を行う場合において、公安委員会は、指定に係る暴力団を代表する者又はこれに構成されている団体であること。

三 当該暴力団を代表する者はその運営を支配する地位にある者(次条及び第九条において「代表者等」という。)の統制の下に階層的に

する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れを要求すること。

四 繩張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。次号において同じ。）内で営業を営む者に対し、名目のいかんを問わず、その営業を営むことを容認する対價として金品等の供与を要求すること。

五 繩張内で営業を営む者に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること又はその営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。）その他の日常業務に関する役務の有償の提供を受けることを要求すること。

六 金銭を目的とする消費貸借上の債務であつて利息制限法（昭和二十九年法律第二百四号）第一条第一項に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。）の支払と共に、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるものについて、債務者に対して金銭の貸付又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

七 人に対し、債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予をみだりに要求すること。

八 金銭貸付業務（金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又はこれらの方によってする金銭の授受の媒介を含む。）をいう。）を営む者（以下「金銭貸付業者」という。）以外の者に対してみだりに金銭の貸付けを要求し、金銭貸付業者に対してそ

の者が拒絶しているにもかかわらず金銭の貸付けを要求し、又は金銭貸付業者に対して当該金銭貸付業者が貸付けの利率その他の貸付けの条件として示している事項に反して著しく有利な条件による金銭の貸付けを要求すること。

九 正當な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供している者に対する意思に反して、これらの明渡しを要求すること。

十 人（行為者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者を除く。）から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得た約束をして、交通事故その他の事故の原因者に対する損害賠償として金品等の供与を要求すること。

十一 購入した商品若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、人に対し、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。

十二 購入した商品若しくは提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとして、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、人に対し、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求すること。

（暴力的要挙行為の要求等の禁止）

（暴力的要挙行為の相手方に対する援助）

第十二条 公安委員会は、第十条の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、一年を超えない範囲内に期間を定めて、暴力的要挙行為が行われる場合に、当該行為に係る指定暴力團員に対する援助を定めて、当該行為をした者に当該暴力的要挙行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第二節 不正当な要求による被害の回復等のための援助

第十三条 公安委員会は、第十一条の規定による命令をした場合（当該命令に係る暴力的要挙行為をした指定暴力團員が当該暴力的要挙行為により次の各号に掲げる場合のいづれかに該当することとなつたと認められる場合に限る。）において、当該命令に係る暴力的要挙行為の相手方から、その者が当該指定暴力團員に対しそれぞれ当該各号に定める措置を執ることを求めるに

場合には、当該指定暴力團員に対し、当該暴力的要挙行為を中止することを命じ、又は当該暴力的要挙行為が中止されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

二 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的要挙行為をした場合において、当該指定暴力團員が暴力的要挙行為と類似の暴力的要挙行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力團員に対し、一年を超えない範囲内に期間を定めて、暴力的要挙行為が行われる場合に、当該暴力的要挙行為をすることを命ずることができる。

三 正當な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供していた者に当該建物又はその敷地の明渡しをさせた場合、当該建物又はその敷地を引き渡すことその他当該暴力的要挙行為が行われる前の原状の回復をすること。

当たつて援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に對し、当該指定暴力團員に対する連絡その他必要な援助を行ふものとする。

一 金品等の供与を受けた場合、供与を受けた金品等を返還し、又は当該金品等の価額に相当する価額の金品等を供与すること。

二 債務の全部又は一部の免除又は履行の猶予を受けた場合、免除又は履行の猶予を受ける前の当該債務を履行すること。

三 正當な権原に基づいて建物又はその敷地を居住の用又は事業の用に供していた者に当該建物又はその敷地の明渡しをさせた場合、当該建物又はその敷地を引き渡すことその他当該暴力的要挙行為が行われる前の原状の回復をすること。

（事業者に対する援助）

第十四条 公安委員会は、事業者（事業を行う者で、使用者その他の従業者（以下この項において「使用者等」という。）を使用するものをいう。以下この条及び第二十条第二項において同じ。）に対し、不当要求（暴力團員によりその事業に関し行われる暴力的要挙行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な業務を執行する暴力的要挙行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な業務を執行する暴力的要挙行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な業務を執行する暴力的要挙行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な業務を執行する暴力的要挙行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）による被害を防止するために必要な業務を行ふ者をいう。）の選任、不当要求に応対する使用者等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようになるため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の選任に係る責任者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該責任者に対する講習を行うことができる。

3 事業者は、公安委員会から第一項の選任に係る責任者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該責任者に講習を受けさせるよう努めなければならない。

第三章 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制

(事務所の使用制限)

第十五条 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行される一連の凶器を使用しての暴力行為(以下この項において「対立抗争」という。)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となつている施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。)が、当該対立抗争に関し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穀が害されてしまい、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下この条において「管理者」という。)に対し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用に供することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が指定暴力団等から脱退されることを禁ずることを命ぜることを妨害して供することを禁止することを命ぜることを命ぜることができる。この場合において、その命令の有效期間が経過した後において更に命令の必要があると認めるときは、一回限り、三月以内の期間を定めてその命令の期限を延長することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管轄者が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章をはり付けるものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により標章をはり付けた場合において、第一項の規定に基づき定めた標章をはり付けた事務所が同項各号の用に供されるおそれがなくつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

4 何人も、第二項の規定により付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、

当該標章をはり付けた事務所に係る第一項の規定に基づき定められた期限が経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

(加入の強要等の禁止)

第十六条 指定暴力団員は、少年(二十歳未満の者をいう。以下同じ。)に対し指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができると認められるときは、当該指定暴力団等から脱退しなかつた場合において、加入し、若しくは脱退しなかつたことが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に対し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

(事務所等における禁止行為)

2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、人を威迫して、その者を指定暴力団等に加

入する」ことを強要し、若しくは勧誘し、又はそれが指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。

二 当該対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用

三 当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

一 多数の指定暴力団員の集合の用

二 当該対立抗争のための謀議、指揮命令又は(加入の強要等に対する措置)

三 当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

一、当該管轄者が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章をはり付けるものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により標章をはり付けた場合において、第一項の規定に基づき定めた期限が経過したとき、又は当該期限内において当該標章をはり付けた事務所が同項各号の用に供されるおそれがなくつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

3 何人も、第二項の規定により付けられた

標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、

当該標章をはり付けた事務所に係る第一項の規

定に基づき定められた期限が経過した後でなけ

れば、これを取り除いてはならない。

(加入の強要等の禁止)

3 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退しなかつた場合において、加入し、若しくは脱退しなかつたことが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に対し、当該行

為を中止することを命じ、又は当該行為が中止

されることは確保するために必要な事項を命ず

ることができる。

(都道府県暴力追放運動推進センター)

第四章 暴力追放運動推進センター

第二十条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件

のいずれにも該当すると認められる者を、そ

申出により、都道府県に一を限つて、都道府県

暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センタ」という。)として指定することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とし

間をおいて通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聽聞に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かゝり、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の聴聞の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第二十四条 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の聴聞を行わないで、仮に、第十一條第一項又は第十五条第一項の規定による命令をすることができる。

2 前項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該仮の命令をした日から起算して十五日以内に、公安委員会がした仮の命令が第十二条第二項に係るものである場合において、当該仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をし

た時における住所(その者の住所が明らかでない場合にあっては、その者の所属する指定暴力団等の主たる事務所。以下この項において「住所等」という。)が当該仮の命令をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該仮の命令をした公安委員会は、前項の規定にかかわらず同項の聴聞を行うことなく、

速やかに、当該仮の命令をした旨をその者の住所等の所在地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた公安委員会は、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の聴聞を行わなければならない。

5 前条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項の規定は、前二項の聴聞について準用する。この場合において、同条第二項中「命令をしようとする理由」とあるのは「仮の命令をした理由」と、「相当の期間を置いて」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(公安部員会の報告等)

第二十五条 公安委員会は、暴力団の活動の状況、暴力団の事務所の所在地その他暴力団の実態を把握して、これらに関する事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

2 国家公安委員会は、前項の規定による報告に基づき、報告に係る暴力団の主たる事務所と認められる事務所を決定し、その旨を各公安部員会に通報するものとする。

3 公安委員会は、指定暴力団員に対しこの法律の規定による命令をした場合における当該命令の内容、命令の日時その他指定暴力団等又は指定暴力団員に係る事項で国家公安委員会が定めるものを国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、

当該報告に係る事項を各公安部員会に通報する五項において準用する前条第二項の規定によるものとする。

通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項又は第四項の聴聞を行うことができず、かつ、当該仮の命令に係る違反行為に關して第十二条第二項の規定による命令をするため参考となるべき資料とするため又は当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に關して第十五条第一項の規定による

命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の聴聞に係る同条第二項の規定による公示がされているときは、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令の効力は、当該聴聞の期日(同条第四項の規定に該当する場合にあっては、当該聴聞に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日)までとする。

(不服申立て等)

第二十六条 第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に不服がある者は、国家公安委員会に審査請求をすることができる。

3 指定暴力団等の指定の取消しを求める訴えは、当該指定についての審査請求に対する裁決に當たっては、国家公安委員会規則で定めるところにより、審査専門委員の意見を聽かなければならない。

(審査専門委員)

第二十七条 国家公安委員会は、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、第三条第一号又は第四条第二号の要件に關する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。

2 審査専門委員は、人格が高潔であって、指定暴力団等の指定に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、国家公安委員会が任命する。

3 審査専門委員の任期その他審査専門委員に關する必要な事項は、政令で定める。

別表(第一条関係)

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)に規定する罪	二 商法(明治三十二年法律第四十八号)第一編第七章に規定する罪
三 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、第三十ニ章、第三十五章から第三十七章まで及び第四十章に規定する罪	四 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)に規定する罪
五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)に規定する罪	六 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第十三章に規定する罪
七 職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)第五章に規定する罪	八 児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)第五章に規定する罪
九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	十 大麻取締法(昭和二十一年法律第百二十四号)第六章に規定する罪
十一 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)第五章に規定する罪	十二 自転車競技法(昭和二十三年法律第百九十九号)に規定する罪
十三 弁護士法(昭和二十四年法律第一百五号)第十一章に規定する罪	十四 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第五章に規定する罪

十五 小型自動車競走法(昭和二十一年法律第

二百八号)に規定する罪

十六 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百四十二号)第六章に規定する罪

十七 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第三百三号)に規定する罪

十八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第八章に規定する罪

十九 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に規定する罪

二十 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第七章に規定する罪

二十一 武器等製造法(昭和二十八年法律第一百四十五号)第五章に規定する罪

二十二 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)に規定する罪

二十三 売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第二章に規定する罪

二十四 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五章に規定する罪

二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五章に規定する罪

二十六 火炎びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)に規定する罪

二十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第七章に規定する罪

二十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五章に規定する罪

二十九 指定暴力団等の指定等

三十 指定暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案及び同報告書

理由

暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穡が脅かされている実情にかんがみ、国民の自由と権利の侵害を防止するため、構成員等が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある暴力団を指定する制度を設け、指定された暴力団の暴力団員の行う暴力的要求行為等を禁止し、その違反に関する所要の措置を定めるとともに、暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するため必要な措置を講ずるほか、暴力団員による不当な行為の防歰及びこれによる被害の救済に資するため暴力追放運動推進センターの指定の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

というは、暴力団が一定の要件に該当する場合に、その暴力団を指定暴力団又は指定暴力団の連合体(以下「指定暴力団等」という。)として指定するものとする。

(一) 指定の手続きとして、公開の聴聞、国家公安委員会による審査専門委員の意見に基づく確認等について定めることとすること。

(二) 指定の有効期間は三年間とすることとし、解散その他の事由により消滅等した場合には、指定を取り消さなければならないこととすること。

(三) 指定の手続として、公開の聴聞、国家公安委員会による審査専門委員の意見に基づく確認等について定めることとすること。

(四) 指定暴力団等の暴力団員(以下「指定暴力団員」という。)は、指定暴力団等の威力を示して金品等を要求する一定の行為(以下「暴力的請求行為」という。)をしてはならないこととし、公安委員会は、違反した指定暴力団員に対して、暴力的請求行為の中止又は再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

(五) 何人も、指定暴力団員に対して暴力的要挙行為を依頼する等の行為をしてはならないこととし、公安委員会は、違反した者に對して、再発防止のために必要な事項を命ずることができることとする。

(六) 公安委員会は、暴力的請求行為の相手方から被害の回復について援助を受けたい旨の申出があったときは、指定暴力団員に対する連絡その他必要な援助を行うものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本來は、暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穡が脅かされている実情にかんがみ、國民の自由と権利の侵害を防止するため、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

暴力団員の行う暴力的要挙行為等に係る規制、暴力団の対立抗争等による危険防止措置等を定めることにより、市民生活の安全と平穡の確保を図り、もって國民の自由と権利を保護することを目的とする。

2 助

(一) 公安委員会は、暴力的要挙行為の相手方から被害の回復について援助を受けたい旨の申出があったときは、指定暴力団員に対する連絡その他必要な援助を行うものとする。

3 指定暴力団等の指定等

(一) 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」)

- (1) 公安委員会は、事業者に対し、暴力団員の不当な要求による被害を防止するため必要な措置が有効に行われるようするため、必要な援助等を行うものとすること。
- 5 対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制
- (1) 対立抗争時において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、多数の指定暴力団員の集合の用に供されることにより近隣の住民の生活の平穏が害されるると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を管理する指定暴力団員に対し、期間を定めて、これららの用に供すること等を禁止することを命ずることができるることとする。
- (2) 指定暴力団員は、少年に対して指定暴力団等への加入を勧誘等すること及び人を威迫して加入を強要すること等をしてはならないこととし、公安委員会は、違反した暴力団員に対し、当該行為の中止等を命ずることができることとする。
- (3) 指定暴力団等の事務所等に、付近の住民等に不安を覚えさせるおそれがある物品を設置する等の行為をしてはならないこととし、公安委員会は、違反した指定暴力団員に対して、当該行為の中止等を命ずることができることとする。
- 6 暴力団員による不当な行為に関する相談、広報その他の活動等の事業を行うものとして、全国及び都道府県ごとに、暴力追放運動推進センターを指定することとする。

- 7 雜則等
- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 二 議案の可決理由
- 暴力団員の不当な行為によって市民生活の安全と平穏が脅かされている実情にかんがみ、国民の自由と権利の侵害を防止するため、指定暴力団等の指定、暴力的要素行為の規制、対立抗争時の事務所の使用制限その他の規制、暴力追放運動推進センターの指定等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
- なお、本来に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。
- 平成三年四月十九日
地方行政委員長 森田 一
衆議院議長 樺内 義雄殿
〔別紙〕
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。
- 一 暴力団の不法、不当な行為による国民の権利、自由への侵害はいまや放置することができない実情にあることにかんがみ、関係機関の協力を緊密にし、暴力団の壊滅のための総合的な

- つ有効な対策を確立することに努めるとともに、本法の的確な運用を含めて暴力団の不当行為及び犯罪の摘発、取締りを強化し、その解体と団員の更生を推進すること。
- 二 本法の運用に当たっては、国民の人権の侵害、事業者の営業の自由を損ねないよう特段の配慮を払うとともに、職権の濫用のないよう十分留意すること。
- 三 本法に基づく質問権、立入権等については慎重に運用すること。
- 四 法の精神に基づき、公開による聴聞の原則を遵守し、例外規定の行使については慎重な検討を行うこと。
- 五 本法が、事業者に対して責務と負担を求めるものではないこと及び事業者に対する援助等は、事業者の要望に基づき、任意に行われるものであることに留意すること。
- 六 都道府県暴力追放運動推進センター等の設置と運営については、国民や事業者の誤解を招くことのないよう十分な配慮を払うこと。
- 七 警察官の綱紀処正に努めるとともに、警察官、警察事務職員をはじめとする地方公務員の待遇改善を推進すること。
- 八 本法施行に伴う政令、國家公安委員会規則及び運用については、国会のしかるべき場において意見を聞くなど、的確な措置を講ずるほか、本法の運用に当たっては、広く国民の意見を反映させるため必要な措置を講ずること。
- 九 警察庁は、法案の提出に際してはその時期等について改善を図るとともに、立法府の審議権の保障に特段の配慮を払うこと。
- 右決議する。

- 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
- 右
- 平成三年二月十八日
内閣総理大臣 海部 俊樹
- 国会に提出する。
- 第十一条第一項中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に、「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改める。
- 第七条第一項中「及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので」を「、通商産業省令で定めるところにより選定した消費者又はその団体、小売業者又はその団体及び学識経験を有する者の意見(以下「消費者等の意見」という。)並びに」に改め、同条第二項中「商工会の意見」の下に「消費者等の意見」を加える。
- 第十五条の五 地方公共団体の施策
- 第十五条の五 地方公共団体は、小売業を営むための店舗について、その規模が周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものとして当該店舗における小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。
- （地方公共団体の施策）
- （法律案に対する附帯決議）
- （別紙）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。
- 一 暴力団の不法、不当な行為による国民の権利、自由への侵害はいまや放置することができない実情にあることにかんがみ、関係機関の協力を緊密にし、暴力団の壊滅のための総合的な

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から二年以内に、この法律による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新法」という。)の規定及び新法の各地方公共団体の区域における実施状況その他の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際この法律による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第一条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であつて、その建物内の店舗面積の合計が新法第三条第一項に規定する種別境界面積未満であるもの(以下「新第二種大規模小売店舗」という。)の所在地を管轄する都道府県知事は、当該新第二種大規模小売店舗につき同条第二項の規定の例により公示をしなければならない。

2 前項の公示があったときは、その公示がされた日に、当該新第二種大規模小売店舗につきその公示前にされた調整の公示は、その効力を失う。

3 この法律の施行の際新第二種大規模小売店舗を設置している者は、当該新第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するところである。

官 報 (号 外)

に、新法第三条第一項の例により新たに表示を

掲げなければならない。ただし、当該新第二種

大規模小売店舗を設置している者が二人以上で

ある場合においては、これらの者の全部が、又

はその一部が共同して当該表示を掲げることが

できる。

第四条 この法律の施行の日前にされた新第二種

大規模小売店舗における小売業に係る旧法第五

条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第

九条第一項から第三項までの規定による届出に

関する新法第七条第一項及び第八条第一項(こ

れらの規定を新法第九条第四項において準用す

る場合を含む。)並びに第十四条第一項の規定の

適用については、当該新第二種大規模小売店舗

につき前条第一項の公示がされていないものと

みなす。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に関する経過措置は、政令で定める。

理由

最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にか

んがみ、消費者の利益の一層の保護に配慮しつ

つ、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売

店舗における小売業の事業活動の調整を行つて當

たって、通商産業大臣又は都道府県知事からその

意見を聽かれた審議会が消費者等から広く意見を

聽くこととともに、地方公共団体が行う施

策について法律の趣旨を尊重するものとする等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由

である。

大規模小売店舗における小売業の事業活動

の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢

の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護

に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために

大規模小売店舗における小売業の事業活動

の調整を行うに当たって、通商産業大臣又は都

道府県知事からその意見を聽かれた審議会が消

費者等から広く意見を聞くこととするとともに

、地方公共団体が行う施策について法律の趣

旨を尊重するものとする等の措置を講じようと

するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 種別境界面積の引上げ

種別境界面積を千五百平方メートルから三

千平方メートル(都の特別区及び政令指定都

市においては三千平方メートルから六千平方

メートル)に引き上げる。

なお、これに伴い、第一種大規模小売店舗

は店舗面積三千平方メートル以上(都の特別

区及び政令指定都市においては六千平方メー

トル以上)、第二種大規模小売店舗は店舗面

積五百平方メートル超三千平方メートル未満

(都の特別区及び政令指定都市においては六

千平方メートル未満)となる。

2 審議会等の意見聴取対象の拡充

通商産業大臣又は都道府県知事から意見を

聴かれた大規模小売店舗審議会又は都道府県

大規模小売店舗を設置するところ

により選定した消費者又はその団体、小売業

者又はその団体及び学識経験を有する者の意

見を聞くものとする。

3 地方公共団体の施策

地方公共団体は、小売業を営むための店舗

について、その規模が周辺の中小小売業の事

業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあ

るものとして当該店舗における小売業の事業

活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合に

おいては、この法律の趣旨を尊重して行うも

のとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を

超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

5 検討

政府は、この法律の施行の日から二年以内に、この法律による改正後の大規模小売店舗

における小売業の事業活動の調整に関する法

律(以下「新法」という。)の規定及び新法の各

地方公共団体の区域における実施状況その他

の実施状況について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 議案の可決理由

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢

の変化にかんがみ、消費者の利益の一層の保護

に配慮しつつ、小売業の正常な発達を図るために

の措置として妥当なものと認め、これを可決す

べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

右報告する。

平成三年四月二十二日

商工委員長 奥田 幹生
衆議院議長 横内 義雄殿

〔別紙〕

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 従来の法運用における過剰な規制を是正することを明確にし、改正後の法運用において再び同様の事態を招くことのないよう、大規模小売店舗の出店調整に当たっての調整の準則を可能な限り明確にし、その適用により法の趣旨の適切な実現を図ること。

二 大規模小売店舗審議会の審議を充実させるため、その機能の強化を図り、地元関係者の意見を広くその審議に反映させるとともに、審議の公正を阻害しない範囲でできるだけ審議内容を公開すること。

三 法の見直しの適切な実施に寄与するため、小売業の今後の展望について調査研究を進め、その結果をも参考にして、具体的な内容を検討すること。

四 中小小売業者が、国民ニーズに適切に対応し得るようその活性化のための諸施策を引き続き充実すること。

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成三年二月十八日

内閣総理大臣 海部 恵樹

輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案に対する附帯決議

輸入品専門売場に関する特例等する法律の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 輸入品専門売場に関する特例等(第三条)
第三章 雑則(第十二条・第十五条)
第四章 罰則(第十六条・第十九条)附則
第一章 総則
(趣旨)第一条 この法律は、大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業を営もうとする者の事業活動の調整に關し、当分の間、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号。以下「法」という。)の特例を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「輸入品専門売場」とは、大規模小売店舗における店舗の全部又は一部であつて、専ら輸入品(外国を原産地とする物品として政令で定めるものをいう。)を販売する

第三条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地
四 輸入品専門売場の店舗面積(小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)

第五条 第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場における小売業の事業活動の調整に関する法律(特例)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場が第二条第一項の規定に基づく政令で定める要件に適合しなくなつたと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させ

「開店日」又は「種別変更の届出」とは、それぞれ法に規定する大規模小売店舗、第一種大規模小売店舗、第二種大規模小売店舗、開店日又は種別変更の届出をいう。

第三条 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において輸入品専門売場を設置して小売業(飲食店業及び物品加工修理業を除く。以下同じ。)を営もうとする者は、第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、輸入品専門売場の開店日までに、次の事項を当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき法第三条第二項若しくは第三項又は第三条の二第三項の公示(以下「大規模小売店舗の公示」という。)をした通商産業大臣又は都道府県知事(以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。)に届け出ができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
二 第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗の所在地
三 輸入品専門売場の開店日
四 輸入品専門売場の店舗面積(小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。)五 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。
(大規模小売店舗における小売業の事業活動の面積を増加する日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
2 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る輸入品専門売場の店舗面積の増加をしようとするときは、輸入品専門売場の店舗面積を増加する日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。
(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例)六 第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場における小売業の事業活動については、法第四条、第五条及び第九条の規定は、適用しない。
(改善勧告)

七 第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場が第二条第一項の規定に基づく政令で定める要件に適合しなくなつたと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させ

官 報 (号 外)

第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは、「第四十条第一項及び特定商業集積整備法第五条」¹⁾とし、産業構造転換円滑化臨時措置法第二十条第一項中「第十六条第三号及び第五号」²⁾を掲げる業務であるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第九条第三号に掲げる業務」とする。

第九条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法並びに前二条及び前項に規定するもののほか、産業構造転換円滑化臨時措置法附則第九条に定めるところによるものとする。

第十四条 第九条第一号に規定する者が新たに取得し、又は建設した建物及びその附屬設備であつて、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業施設に含まれるものについては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却をすることだが、ある。

(地方税の不均一課税に伴う措置)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認基本構想に係る特定商業基盤を構成する商業基盤施設(共同利便用施設を除く。)のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれら

均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収分にあっては、これらの措置がなされた最初の三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第十六条 国及び地方公共団体は、承認基本構想に基づき行う特定商業集積の整備に必要な資金の確保に努めなければならない。

（公共施設の整備）

第十七条 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するため必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。

（国等の援助）

第十八条 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）

第十九条 地方公共団体が承認基本構想を達成す

るために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(施行期日) 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行の日が次の各号に定める日前となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行す。

一 第五条第五項(第一号に係る部分に限る。)。

第七条（第五条第五項第一号に掲げる認定に係る部分に限る。）及び第八条の規定、中小企

売商業振興法の一部を改正する法律（平成二二年三月二日法律第百四十二号）

二 第五条第五項(第一号に係る部分に限る。)の施行の日

第七条（第五条第五項第二号に掲げる認定に係る部分を限る。）及び第九条から第十四条ま

で並びに次条から附則第六条までの規定 民

間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する

法律(平成三年法律第一号)の施行の日

(基金の持分の売房しの禁止の特例)

基金に対し、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限

り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたとき

は、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるつづき、当該寺分二系ら出資額二四百十元

三國志分爲侯王出資額以標之。至于金

くは商店街振興組合連合会」を「商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会」に、「事業協同組合等」を「商店街振興組合等」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「店舗共同化計画」を「共同店舗等整備計画」に改め、「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「会社の行なう」を「店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る商店街整備等支援計画について第六項の規定による認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「店舗共同化計画又は連鎖化事業計画」を「店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項各号」を「第三項若しくは第四項各号」に、「前項」を「前二項」とし、同項の次に次の二項を加える。

6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

第四条第二項中「同号に定める事業について」の下に「第四号に掲げる会社は同号に定める事業について」を加え、「店舗共同化計画」を「共同店舗等整備計画」に改め、同項第一号中「共同店舗」の下に「又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

三 他の中大小売商業者と合併をしようとして、又は他の中大小売商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中大小売商業者 次に掲げる事業

イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中大小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

四 二以上の中大小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中大小売商業者（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業

アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受ける。

4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第一号に掲げる組合等又は中大小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中大小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 組合等 電子計算機を利用して、中大小売商業者である組合員又は所属員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

二 他の組合等又は中大小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中大小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中大小売商業者である組合員若しくは所属員又は中大小売商業者（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業

（中小企業信用保険法の特例）

第五条の二 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百五十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る

貸付金であつて、認定計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかるわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

三 二以上の組合等又は中大小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中大小売商業者である組合員若しくは所属員又は中大小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又是設備の設置の事業

（中小企業信用保険法の特例）

第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する

普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中大小売商業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であ

つて、第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同条第五項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟店」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と

密接に関連するものを含む。)の実施に必要な資金に係るものと。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入を二三つある。

第六条第一号中「認定を受けた」の次に「商店街振興組合等若しくは同条第二項の規定による認定による認定を受けた」

管理を合理化する中小売商業者が販売する
主たる商品の流通を所管する大臣

			第三条第一項 保険額の合計額が 中小売商業振興法第五条の二第一項に規定する中小売商業関連保証(以下「中小売商業関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項、第三条の三第二項、第三条の三第三項、第三条の三第四項	当該保証をした	保険額の合計額が 中小売商業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	保険額の合計額が 中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
当該債務者	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした	中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
中小売商業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者			

第十一條中「当該連鎖化事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)」を「加盟者」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十六条第一項中「三万円」を「十万円」に改め
る。

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三百日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 改

2 普通保険の保険關係であつて、中小売商業
関連保険に係るものについての中小企業信用保
険法第三条第二項及び第五条の規定の適用につ
いては、同法第三条第二項中「百分の七十」とあ
り、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保
険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー
対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保
険にあつては、「百分の八十」)」とあるのは、「百
分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小売商業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備

第十三一条第一項中「第六条第一号又は第二号に掲げる者」を「第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に改め、同条第三項中「第六条第三号に掲げる者」を「第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条 次の法律における主務大臣は、次のとおりとする。

第二条 改正前の中小売商業振興法（以下「旧法」という。）第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する計画の変更の認定及び取消し並びに旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業を実施する者に対する報告の徴収については、なお従前の例による。

二 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備に係る貸付金についての中小企業近代化資金等助成法の適用については、なお従前の例による。

三 旧法第四条第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業（旧法第四条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計

一 第四条第四項に規定する電子計算機利用経験

第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計

画に係る連鎖化事業に加盟する者が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく事業と密接に関連するものを含む)の実施に必要な資金に係る債務の保証についての中小企業信用保険法の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徵収に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定中「三万円」とあるのは、「十円」とする。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「租税特別措置法第十一條第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第七百一条の三十四第三項第二十二号中「租税特別措置法第十一條第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「同条第四項」を「同条第七項」として改め、同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 事業所用家屋で前条第十一項に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち共同店舗その他中小小売商業振興法第二条第二項に規定する中小小売商業者その他政令で定める者の事業の用に供する施設で特定会社等が建築主であるものに対しても特定会社等が建築主であるものに対しても

項に、「第四条第四項」を「第四条第七項」に改める。

附則第三十二条の二第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で中小小売商業振興法第四条第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るためにものとして政令で定めるものに係るもの的新築又は増築で同項に規定する特定会社又は公益法人で政令で定める者(次条第七項及び第十五項において「特定会社等」という。)が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかるらず、新設に係る事業所税を課することができない。

この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第十四項を第六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第十一項に規定する施設に係る事業所は、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業所に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百

する新增設に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第一項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条中「第十項」を「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

8 前条第十一項に規定する施設に係る事業所は、当該施設に係る事業所等が行う事業に対する課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準を加えるとともに、事業実施の円滑化のための助成措置を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかかるが、中小小売商業の一層の振興を図るために、高度化事業の範囲を拡大して店舗の集團化等の事業を加えるとともに、事業実施の円滑化のための助成措置を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にかかるが、中小小売商業の一層の振興を図るために、高度化事業の範囲を拡大して店舗の集團化等の事業を加えるとともに、高度化事業の円滑化のための助成措置を拡充しようとしたもので、その主な内容は次のとおりである。

一条の四十一第一項の規定を準用する。
(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第五百八十六条第二項第十一号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について下この条において「旧地方税法」という。)第五百八十六条第二項第十一号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

1 高度化事業計画の拡充

(一) 高度化事業計画に「店舗集団化計画」を追加し、事業協同組合等は、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設または設備を設置する事業を含む）についての店舗集団化計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができるとしている。

(二) 店舗共同化計画の名称を「共同店舗等整備計画」に改め、事業の内容に、休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設又は店舗の設備の設置の事業を追加するとともに、共同出資会社の事業範囲に当該会社に出资する中小小売商業者が使用する共同店舗等の設置の事業を加える。

(三) 高度化事業計画に「電子計算機利用経営管理計画」を追加し、組合等は、電子計算機を利用して、中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業についての電子計算機利用経営管理計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるとしている。

(四) 連鎖化事業の範囲として、継続的に、商品の販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業を追加する。

(五) 高度化事業計画に「商店街整備等支援計画」を追加し、中小企業者が出資している特定会社若しくは公益法人又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他

の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができるとしている。

2 中小企業近代化資金等助成法の特例

(一) 中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る資金であって、認定を受けた高度化事業計画に基づき設置される設備に係るものについての償還期間は、同法の規定にかかるらず七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

3 中小企業信用保険法の特例

(一) 中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険の保険関係について、認定を受けた高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く。）に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る債務の保証（中小小売商業関連保証）に係るものについては、付保限度額、てん補率及び保険料率の特例を設ける。

(二) 商店街整備等支援計画の認定を受けた公益法人（中小企業が二分の一以上出資又は提出しているものに限る。）を、中小企業信託についてのものとみなして、当該公益法人の行う商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れを、保険の対象とする。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) 店舗集団化計画、共同店舗等整備計画

の施設又は設備を設置する事業について、

商店街整備等支援計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができるとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢にかんがみ、中小小売商業の一層の振興を図るために措置として妥当なものと認め、「これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月二十二日
衆議院議長 横内 義雄殿
商工委員長 奥田 幹生

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月十五日
内閣総理大臣 海部 俊樹

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月十五日
内閣総理大臣 海部 俊樹

第五条第一項中「こえる」を「超える」と、「あわせて」を「併せて」に、「取得する場合には」を「取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には」に改める。
従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。には」に改める。

第六条第一項中「取得する場合」の下に「（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）」を加える。

（水道法の一部改正）

第三条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一項中「第三十六条第三項、第三十七条（簡易専用水道に関する部分に限る。）及び第三十九条第二項」を「第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九

第四十九条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。

第一条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえる」を「超える」と、「場合には」を「場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第二百二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には」に改める。

第二条 農地法（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九

第一回 権限委譲等
第一章 権限委譲等（第一条 第二十二条）
第二章 国の関与及び必置規制の緩和等（第二十二条 第三十四条）

附則
第一章 権限委譲等
森林法の一部改正
第一条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二回 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月十五日
内閣総理大臣 海部 俊樹

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月十五日
内閣総理大臣 海部 俊樹

行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律案
右
国会に提出する。

平成三年三月十五日
内閣総理大臣 海部 俊樹

条第一項（専用水道に関する部分に限る。）及び第一項に改める。

第五十条第四項中「第三十四条第一項」の下に「の規定により読み替えて適用される第十三条第一項」を「都道府県知事」の下に「（第四十八条の二第一項の規定により読み替えられる場合にあつては、保健所を設置する市の市長）」を加える。

（宅地造成等規制法の一部改正）

第四条 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「建設大臣は、関係都道府県」を「都道府県知事」に、「指定都市。以下第十一條を除き同じ。」の申出に基づき「を指定都市の長。第二十条を除き、以下同じ。」は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときには、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて」に改め、後段を削る。

第三条第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、建設省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、そ
の旨を建設大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

第三条に次の二項を加える。

4 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第四条第一項中「建設大臣若しくは」、「（指定都市の区域内の土地については、指定都市の長。以下第十二条を除き同じ。）及び「又はその申出」を削り、「行なう」を行ふ」に改める。

第五条第二項中「建設大臣若しくは」を削る。

「ただちに」を「直ちに」に改める。

第七条第一項中「國又は都道府県」を「都道府県指定都市の区域内の土地については、指定都市。第十二条を除き、以下同じ。」に改め、

同条第二項中「國又は」を削り、同条第三項中「國」を削る。

（母子保健法の一部改正）

第五条 母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「又は保健所を設置する市」を「及び市町村」に改める。

第十六条第一項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改める。

（民法の一部改正）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 償則」を「第四節 主務官厅 償則」に改める。

（都道府県知事）

第八条 第二十五条中「主務官厅」の下に「（其権限ノ委任ヲ受ケタル行政厅ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を加える。

（破産法の一部改正）

第六条 第八十三条第一項中「主務官厅」の下に「又ハ其ノ権限ノ委任ヲ受ケタル行政厅」を加える。

第三百十一条に次の二項を加える。

前項ニ規定スル主務官厅ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ行政厅ニ委任スルコトヲ得

（信託法の一部改正）

第九条 第八十三条第二項中「主務官厅」の一部を次のように改正する。

第七十三条の次に次の二項を加える。

行政厅ニ委任スルコトヲ得

（民法施行法の一部改正）

第八十四条第三号中「主務官厅」の下に「若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政厅」を加え、同条第三号ノ二中「主務官厅」の下に「又ハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政厅」を加える。

（民法施行法の一部改正）

第七条 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第四項中「主務大臣ノ許可ヲ得テ」の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「若クハ主務官厅」の下に「若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル行政厅」を加え、同条に次の二項を加える。

第一項ニ定メタル主務官厅ノ解散ノ命令ノ権限及ビ前項ノ場合ニ於ケル民法第七十七条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ニ定メタル主務官厅ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所トヲ得

ニ依リ其全部又ハ一部ヲ行政厅ニ委任スルコトヲ得

（運河法の一部改正）

第一条 第七十七条 第二十五条中「主務大臣」を「都道府県知事」に改め、

第十一条 第七十九条中第七号を第八号とし、第六号の一部を次のように改正する。

（運河法の一部改正）

第十一条 第七十七条 第二十五条中「主務大臣」を「都道府県知事」に改め、

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十九条中第七号を第八号とし、第六号の一部を次に次の二号を加える。

七 第六十二条第三項ノ借入金ヲ除クノ外負債ヲ起シ並起債ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ変更スル事

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

（運河法の一部改正）

第十一条 第七十七条 第二十五条中「主務大臣」を「都道府県知事」に改め、

第十一条 第七十九条中第七号を第八号とし、第六号の一部を次のように改正する。

第二十条中「温泉審議会」を「都道府県自然環境保全審議会」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改める。

(性病予防法の一部改正)
第二十六条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。
第二十条 削除
(家畜保健衛生所法の一部改正)

第二十七条 家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「必要な事項を命じ、及び」を削り、同条に次の「項を加える。

2 農林水産大臣は、家畜の伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、家畜保健衛生所の事務に關して必要な事項を命じることができる。

(漁港法の一部改正)
第二十八条 漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第七項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は第二種漁港」を「第一種漁港又は第四種漁港」に改める。

(牧野法の一部改正)

第二十九条 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「左の」を「次の」に、「の認可を申請しなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「前六項」を「第一項から前項まで」に改め、同

項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 農林水産大臣又は都道府県知事は、当該牧野を最も効率的に利用させるために必要があると認めるときは、牧野管理者に対し、牧野管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

第六条第一項中「認可した」を「届出を受理した」に改める。

第七条第一項中「第三条第六項」を「第三条第五項」に、「認可」を「届出」に、「を変更する」を「の変更に關し、当該契約の相手方に対して協議を求める」に改め、同条第二項中「地方公共団体は、前項の規定により契約を変更する場合において」を「前項の協議をする場合において、地方公共団体は」に改める。

第八条 削除
(第八条を次のように改める。)

第二十二条中「第八条」を「第七条に改める。

(学校給食法の一部改正)

第三十条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第十一条から第十二条までを削り、第十三条を第十条とする。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)
第三十四条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び温泉法(昭和二十三年法律百一十五号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 平成三年十月一日

二 第五条の規定 平成四年四月一日

三 第四条及び附則第二条の規定 公布の日か

(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正)

第三十二条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のよう

うに改正する。

第六条から第八条までを削り、第九条を第六条とする。

(都市計画法の一部改正)

第三十三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「土地区画整理事業」の下に「市街地再開発事業及び住宅街区整備事業」を加える。

第二十一条第二項中「並びに第十八条第二項及び第十九条第一項」に改める。

(自然環境保全法の一部改正)

第三十四条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の下に「及び温泉法(昭和二十三年法律百一十五号)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 平成三年十月一日

二 第五条の規定 平成四年四月一日

三 第四条及び附則第二条の規定 公布の日か

ら起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」という。)第三条第一項の規定において「旧法」といふべきものとみなす。

第二条 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地造成等規制法(以下この条において「旧法」といふべきものとみなす)による申出がされている市街地又は市街地になる土地の区域に対する宅地造成工事規制区域において「旧法」といふべきものとみなす。

第三条 第二十二条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第四条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第五条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第六条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第七条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第八条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第九条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十条 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十一條 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十二條 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十三條 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十四條 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

第十五條 第二十二条の規定による改正前の学校教育法第四条の規定による改正後の宅地造成等規制法第三条第一項の規定によりした宅地造成工事規制区域の指定とみなす。

官 告 報 (号 外)

において「旧法」という。第二百八十六条第一項の規定によりされている旧法第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約の変更についての許可の申請は、第二十三条の規定による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百八十六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

請その他他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定を定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)
八十三条ノ一】を加える。

第十一條 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

(不動産登記法の一部改正)

第十二条 不動産登記法(明治三十二年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百十条ノ四中「主務官厅」の下に「(其権限ノ

三 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
(昭和二十八年法律第二百三十八号)第二条
一 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員
定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法
律第八十八号)第二条第三項
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律等
の一部改正)

第二十三條の規定の施行の際現に旧法第二百九十八条第二項の規定によりされている旧法第二百九十九条第一号、第三号又は第七号に掲げる事項のみに係る地方開発事業団の規約の変更についての認可の申請は、新法第二百九十八条第三項の規定によりされた届出とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及び既に第二条第一項の規定により從前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にして、なほ從た行為に対する罰則の適用については、なお從た行為に対する罰則の適用については、なほ從

委任ヲ受ケタル行政厅ヲ含ム以下之ニ同シ」を
加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
第六号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「第七十三条」を「第七十四条」に改
める。

第十四条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一卷 [總序] 一九四〇年十一月

法律第六十七号」を加え、「第四条」を「第四条第一項二二、〔同法同条二二同項二二改め。」

「立学校法第11条」を同様に改めること

（新日本橋交響楽團の一部作品）

「第四條第一項之、同法同條之同項之改動

第三回

一 私立学校法（昭和二十四年法律第一百七十

号)第五条第一項

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下「」の条において「处分等の行為」という。又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申

(号)外

従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ヲ含ム) 其ノ許可ヲ受ケタル所ニ從ヒ鳥獸ノ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ以テ所持スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
特定獵具ハ之ヲ販売シ又ハ頒布スルコトヲ得ズ
但シ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ其ノ許可ニ係ル特定獵具ヲ販売シ又ハ頒布スル場合及輸出セラレルベキ特定獵具ヲ總理府令ノ定ムル所ニ依リ予メ環境庁長官ニ届出テ販売シ又ハ頒布スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二十条ノ六中「左ノ場合ニハ農林水産大臣ニ」を「第一号乃至第七号ノ場合ニテハ農林水産大臣ニ、第八号ノ場合ニ於テハ農林水産大臣及通商産業大臣ニ、第九号ノ場合ニ於テハ通商産業大臣ニ」に改め、同条に次の二号を加える。
八 第十九条ノ三第一項ノ特定獵具ヲ定メント
スルトキ

九 第十九条ノ三第二項ノ總理府令ノ制定ノ立案ヲ為サントスルトキ

第二十二条第一号中「第十三条ノ二」の下に「第十九条ノ三」を加える。
附 則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由
鳥獸の保護繁殖を図るため、狩獵鳥獸の捕獲のための使用を禁止している網又はわなのうちその使用により鳥獸の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものにつき、鳥獸の捕獲の用に供する目的の所持並びに販売及び頒布することを規制する必要ある。

2 特定獵具の販売又は頒布の禁止等
特定獵具の販売又は頒布を禁止する。
ただし、学術研究等のために特定獵具を使用して鳥獸を捕獲する許可を受けた者がその許可に従つて鳥獸の捕獲目的で所持する場合は除く。

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、獵法として禁止されているかすみ網による鳥類の違法捕獲の横行に的確に対応するため、特定獵具の鳥獸の捕獲目的での所持の禁止及び特定獵具の販売又は頒布の禁止等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定獵具の鳥獸の捕獲目的での所持の禁止等

獵法として禁止されているかすみ網による密猟が絶えない実情に鑑み、これを防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三年四月二十三日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
環境委員長 小杉 隆

8 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

野鳥を無差別、大量に捕獲することから使用が禁止されているかすみ網による密猟が絶えない実情に鑑み、これを防止するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

官 報 (号外)

平成三年四月二十三日 衆議院会議録第一十五号

明治三十五年三月三十日
種郵便物認可

発行所 〒105 東京都港区虎門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03-(3587)4302
定額 本号一部
税 六円
(税)